

愛称:

りそな BRICsプラス

D W S 世界新興国株式ファンド

追加型株式投資信託／国際株式型(一般型)



本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社



Deutsche Asset Management
A Member of the Deutsche Bank Group



この冊子の前半部分は「DWS世界新興国株式ファンド（愛称：りそな BRICsプラス）」の投資信託説明書（交付目論見書）、後半部分は「DWS世界新興国株式ファンド（愛称：りそな BRICsプラス）」の投資信託説明書（請求目論見書）です。

愛称:

りそな BRICsプラス

D W S 世界新興国株式ファンド

追加型株式投資信託／国際株式型(一般型)



本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社



Deutsche Asset Management
A Member of the Deutsche Bank Group



1. 本書により行うDWS世界新興国株式ファンド（愛称：りそな BRICsプラス）（以下「ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成20年5月16日に関東財務局長に提出しており、平成20年5月17日にその効力が発生しております。
2. 当該有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）は、投資家から販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
3. 当ファンドの受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、主に外国の株式を投資対象としますので、組入株式の価格下落や、組入株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

発 行 者 名	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 関崎 司
本店の所在の場所	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
有価証券届出書の写し を縦覧に供する場所	該当事項はありません。

下記の事項は、当ファンドをお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項及び投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

記

■当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、当ファンドは主に外国の株式を実質的な投資対象としますので、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「カントリーリスク」、「信用リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「リスクと留意点」をご覧ください。

■当ファンドに係る手数料等について

◆申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

◆換金（解約）手数料

当ファンドには、換金（解約）手数料はありません。

◆信託財産留保額

ありません。

◆信託報酬

ファンドの純資産総額に年率1.974%（税抜1.88%）を乗じて得た額とします。

◆その他の費用

- ・ 信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）
- ・ 有価証券売買時の売買委託手数料
- ・ 資産を外国で保管する場合の費用 等

上記その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

なお、当該費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

また、当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「費用・税金等」をご覧ください。

以上



Contents

1	ファンドの概要	1
2	ファンドの特徴	3
	ファンドの特色	3
	ファンドの名称・目的・基本的性格	6
	具体的な運用プロセス	7
	主な投資対象	7
	主な投資制限	7
	分配方針	8
3	ファンド情報の入手方法	9
4	リスクと留意点	10
5	申込(販売)手続等	12
6	換金(解約)手続等	14
7	費用・税金等	16
	その他の手数料等	17
	課税上の取扱い	18
8	ファンドの仕組み・運用体制	19
	ファンドの仕組み	19
	委託会社の概況	20
	運用体制	21
	投資リスクに対する管理体制	23
9	その他	25
	ファンド管理の概要および 運営等に関する事項について	25
	受益者の権利等	28
	内国投資信託受益証券の形態等	29
	発行(売出) 価額の総額	29
	申込期間	29
	振替機関に関する事項	29
	払込期日	29
	申込取扱場所・払込取扱場所	29
	その他	29
	内国投資信託受益証券事務の概要	30
	運用状況	31
	財務ハイライト情報	36
	ファンドの詳細情報の項目	38
	信託約款	39



1 ファンドの概要

ファンド名	DWS世界新興国株式ファンド (愛称：りそなBRICSプラス)
基本的性格	追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
主な投資対象	DWS世界新興国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）を通じて、主にブラジル、ロシア、インド、中国（香港を含む。）など新興国の企業の株式および預託証書等（以下「株式等」といいます。）に投資します。
主な投資制限	●株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ●外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
主なリスク	●株価変動リスク ●為替変動リスク ●カントリーリスク ●信用リスク ●流動性リスク 等 詳しくは、後述の「リスクと留意点」をご参照ください。
信託期間	信託設定日（平成19年1月31日）から無期限とします。
決算日	毎年2回、原則として毎年2月18日と8月18日とします。 当該日が休業日の場合は翌営業日を決算日とします。
収益分配	毎決算時に、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。 ※分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。



ファンドの概要

ファンドの特徴

ファンド情報の
入手方法

リスクと
留意点

申込（販売）
手続等

換金（解約）
手続等

費用・税金等

ファンドの仕組み
・運用体制

その他



申込受付け	申込価額	申込単位	申込手数料	換金（解約）受付け	換金（解約）価額	換金（解約）単位	信託財産留保額	換金代金支払日	信託報酬等
原則として、販売会社の営業日に取得申込みを受付けます。 ただし、フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日には、受付けを行いません。	取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。	販売会社が定める単位とします。	取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3・15%（税抜3・0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。	原則として、販売会社の営業日に換金請求を受付けます。 ただし、フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日には、受付けを行いません。	換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。	販売会社が定める単位とします。	ありません。	原則として、換金請求受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いいたします。	信託財産の純資産総額に対し年率1・974%（税抜1・88%） この他に、純資産総額に対し年率0・10%を上限として諸費用等（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が信託財産から差し引かれます。 また、信託財産における組入価値証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等についても、別途信託財産が負担します。

詳しくは
P16
をご参照ください。

詳しくは
P14
をご参照ください。

詳しくは
P12
をご参照ください。

委託会社の照会先（基準価額、販売会社等について）

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
 ・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
 ・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ファンドの概要

ファンドの特徴

ファンド情報の
入手方法

リスクと
留意点

申込（販売）
手続等

換金（解約）
手続等

費用・税金等

ファンドの仕組み
・運用体制

その他



ファンドの概要

ファンドの特徴

ファンド情報の
入手方法

リスクと
留意点

申込(販売)
手続等

換金(解約)
手続等

費用・税金等

ファンドの仕組み
・運用体制

その他

2 ファンドの特徴

ファンドの特色

1 マザーファンドへの投資を通じて、高い経済成長が期待されているブラジル、ロシア、インド、中国(香港を含む。)など新興国の企業の株式等に投資します。

主にBRICs (ブラジル、ロシア、インド、中国) と、BRICs に続く高い経済成長が期待されている新興国「プラス」の企業の株式等に投資します。

「プラス」については、投資対象国を限定しません。

BRICsを中心に「プラス」にも投資することで分散を図るとともに、新興国の高い経済成長を捉え、中長期的に高いリターンを追求する運用を目指します。

なお、新興国で主たる企業活動を展開する先進国の企業の株式等や先進国の取引所に上場されている新興国の企業の株式等に投資することもあります。

「新興国」とは：

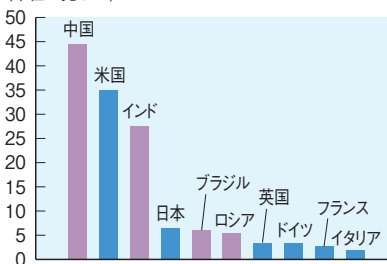
投資対象国となる新興国は、投資を行う時点で、国際通貨基金 (IMF)、世界銀行、国際金融公社 (IFC) 等が先進国に定めていないすべての国とします。なお、投資対象国となる新興国の定義は、DWSの判断により変更される場合があります。

DWSについては、後記「DWSの概要」をご参照ください。

《BRICs》と《プラス》の経済成長

■ 2050年の経済規模 上位10カ国予想

(単位：兆ドル)

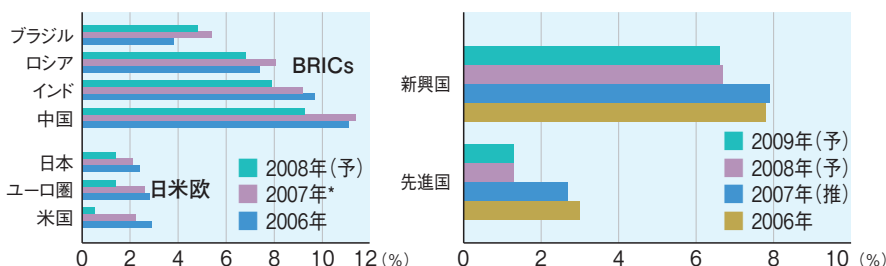


出所：米ゴールドマン・サックス証券「Dreaming with BRICs: The path to 2050」2003年発表

※2007年上位10カ国は、米国、日本、ドイツ、中国、英国、フランス、イタリア、スペイン、カナダ、ブラジル。ロシアは11位、インドは12位。

出所：世界銀行、2008年7月現在

■ 経済成長率 (実質GDP) 予想値



出所：国際通貨基金 (IMF) 「世界経済予測 2008年4月版 (World Economic Outlook, April 2008)」2008年は予測値。

*2007年は中国のみ推計値。

出所：国際通貨基金 (IMF) 「世界経済予測 2008年4月版 (World Economic Outlook, April 2008)」2007年は推計値。2008年、2009年は予測値。

※先進国、新興国の分類は国際通貨基金 (IMF) によるものです。

※データは記載時点のものであり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

◆外貨建資産

ファンドに組入れている海外の企業が発行する株式や債券などを合計した資産を外貨建資産といいます。

◆為替ヘッジ

為替変動に係るリスクを回避するために、通貨の先物取引やオプション取引を利用して、将来のある時点で事前に決められた一定の交換レートで外貨を売り、円を買う取引を行うことなどをいいます。

◆マザーファンド

投資家が取得するファンドを「ベビーファンド」といい、複数のベビーファンドの資金をまとめて運用するためのファンドを「マザーファンド」といいます。

BRICs と プラス 投資対象国・地域の例

《プラス》の定義：BRICs(ブラジル、ロシア、インド、中国)以外で投資対象国となる新興国《プラス》は、投資を行う時点で、国際通貨基金(IMF)、世界銀行、国際金融公社(IFC)等が先進国に定めていない全ての国のうち、DWSがBRICsに続く高い経済成長が期待されていると判断する国とします。なお、投資対象国となる新興国《プラス》の定義はDWSの判断により変更される場合があります。

上記定義により、NEXT11(ゴールドマン・サックス)やVISTA(BRICs経済研究所)など、ポストBRICs、ネクストBRICsとして成長が期待される国・地域もすべて投資対象に含みます。

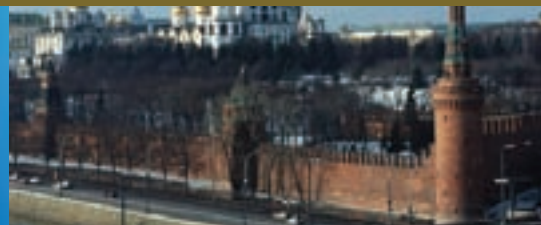
以下はマザーファンドがすでに投資している国・地域および今後投資する可能性のある国・地域の例をご参考までに表示したものです。これらは当資料作成時点のものであり、今後予告なく変更する場合があります。また、将来における当該国・地域の組入れを保証もしくは示唆するものではありません。実際に投資する国・地域や企業、組入比率などは、DWSが決定いたします。



用語解説

◆ファンド

多数の投資家から集めた資金をひとまとめにして専門家が運用し、その成果を投資家に還元する仕組みのことをいいます。



2 マザーファンドに係る運用指図に関する権限を、DWSに委託します。

DWSは、ドイツエ・アセット・マネジメント・グループのリテールビジネスを担うドイツ最大の投資信託会社グループです。その運用資産残高は、ドイツ首位を誇ります。(後記「DWSの概要」をご参照ください。)

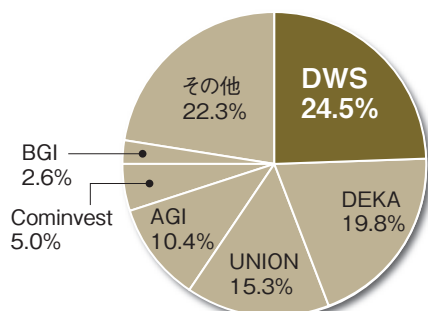
当ファンドは、委託会社が、DWSの一員であるディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ベー・ハーにマザーファンドの運用の委託を行う国内公募投資信託です。

DWSの概要

- ◆ 設立 1956年(昭和31年)
- ◆ 資本金 1・15億ユーロ
- ◆ 従業員数^{※1} ドイツ国内1,000人以上
- ◆ 運用ファンド数^{※2} グローバル 2,000人以上
- ◆ 運用資産残高^{※3} ヨーロッパ内 600本以上
- ◆ 運用資産残高^{※3} グローバル 約1,485億ユーロ^{※1}
- ◆ 市場シェア^{※5} ドイツ国内約2,550億ユーロ^{※4}
- ◆ 市場シェア^{※5} 24・5%(ドイツ最大シェア)

- ※1 2008年6月末現在
 - ※2 ドイツ国内を含む。
 - ※3 ヨーロッパ内を含む。
 - ※4 ドイツ国内を含む2008年3月末現在
 - ※5 DWSを含めたドイツ銀行グループの資産運用残高ベース(外国籍ファンドを含む)、2008年6月末現在、出所: ドイツ投資信託協会(BVI)
- 前記設立、資本金はDWSの中核会社であるDWS Investment GmbHに関するものです。
- DWSは、ドイツエ・アセット・マネジメント・グループのリテールビジネスを担う投資信託会社グループです。ディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ベー・ハーは、DWSの一員です。

■ドイツの投資信託運用会社 一運用資産残高でDWSが首位一



DWSを含めたドイツ銀行グループの資産運用残高ベース
(外国籍ファンドを含む)
2008年6月末現在
出所: ドイツ投資信託協会(BVI)



2008年9月末現在

◆預託証券

ある国の発行会社の株式を海外でも流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券のことをいいます。預託証券(DR)は、株式と同様に証券取引所などで取引され、流通される市場や形態によって多様です。



■ DWS（ディー・ダブリュー・エス）とは、有価証券の専門家¹を意味するドイツ語Die Wertpapier Spezialistenを略したものです。

〈DWSの強み〉

■ 欧州はもとより、グローバルな調査拠点をもっています。

■ 投資対象国の言語、制度、文化、習慣などに精通した専門家集団による運用

■ 地域に根差した調査体制の優位性を活かした高い銘柄発掘能力

■ 運用成果向上に不可欠な、各拠点間の良好なチームワークと緊密なコミュニケーション

3 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

「実質外貨建資産」とは：

ファンドに属する外貨建資産とマザーファンドに属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。以下同じ。

ファンドの名称・目的・基本的性格

● ファンドの名称

DWS世界新興国株式ファンド
（愛称：りそな BRICSプラス）
（以下「ファンド」という場合があります。）

● ファンドの目的

当ファンドは、DWS世界新興国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）への投資を通じて、高い経済成長が期待されているブラジル、ロシア、インド、中国（香港を含む。）など新興国の企業の株式等に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

● 信託金限度額

2,000億円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

● 基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託・国際株式型（一般型）^{*}に属します。

※「国際株式型（一般型）」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として外国株式に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

用語解説

ファンドの概要

ファンドの特徴

ファンド情報の
入手方法

リスクと
留意点

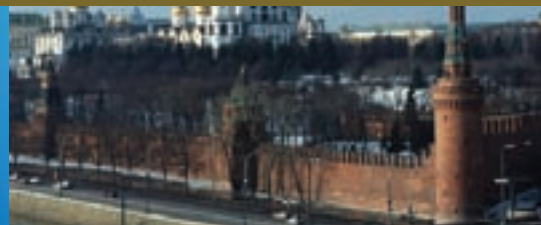
申込（販売）
手続等

換金（解約）
手続等

費用・税金等

ファンドの仕組み
・運用体制

その他



ファンドの概要

ファンドの特徴

ファンド情報の
入手方法

リスクと
留意点

申込(販売)
手続等

換金(解約)
手続等

費用・税金等

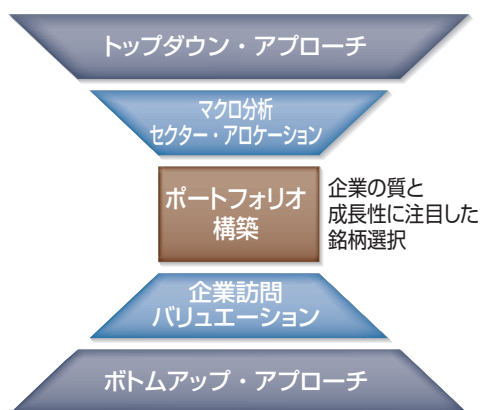
ファンドの仕組み
・運用体制

その他

具体的な運用プロセス

株式への投資にあたっては、収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。

トップダウン・アプローチによる国別配分の決定およびボトムアップ・アプローチによる個別銘柄の選択を行い、ポートフォリオを構築します。



企業の質と
成長性に注目した
銘柄選択

(注1) 運用プロセスは、マザーファンドに関するものです。
(注2) 前記は、本書作成時点のものであり、今後変更となる可能性があります。
※市況動向および資金動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

主な投資対象

DWS世界新興国株式マザーファンドへの投資を通じて、高い経済成長が期待されているブラジル、ロシア、インド、中国(香港を含む)など新興国の企業の株式等に投資を行います。
※詳しくは「信託約款」をご参照ください。

主な投資制限

〈信託約款で定める主な投資制限〉

①株式への投資制限

株式への実質投資割合※には制限を設けません。

※実質投資割合とは、ファンドに属する当該資産とマザーファンドに属する当該資産のうちファンドに属するとみなした額(ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。以下同じ。

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③投資信託証券への投資制限

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式等への投資制限

a. 同一銘柄の株式等への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

◆ボトムアップ・アプローチ

個別銘柄に対する調査・分析に基づいて投資銘柄を選別する運用手法をいいます。

◆トップダウン・アプローチ

経済情勢や産業動向などマクロ的な投資環境の予測・分析などにより、投資の資産配分や業種別配分を決定する運用手法です。

◆ポートフォリオ

ファンド等の運用資産全体や、株・債券等の有価証券の銘柄群などを指します。



b. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

⑤ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であつて当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

（注）マザーファンドの「投資制限」については、当ファンドと実質的に同一です。

※ 詳しくは「信託約款」をご参照ください。

〈法令で定める投資制限〉

① 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第9条）
委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa. の数がb. の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

② デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当

該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

分配方針

毎決算時（原則として毎年2月18日および8月18日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- a. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- b. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

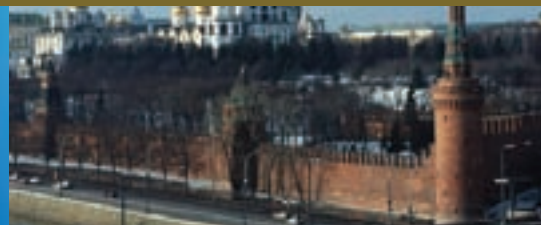
用語解説

◆自動けいぞく投資

収益分配時に、分配金から税金を差し引いた金額を無手数料で同一ファンドに自動的に再投資することをいいます。

◆純資産総額

ファンドに組入れられている株式や公社債などを時価で評価し、株式や公社債などから得られる配当金や利息などの収入を加えた資産の総額から、ファンドの運用に必要な費用などを差し引いた金額のことです。



3 ファンド情報の 入手方法

① 基準価額

原則として、委託会社の営業日において日々算出されます。

a. 委託会社

・ ホームページアドレス <http://www.danij.co.jp/>
・ フリーダイヤル 0120-1442-785
(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

b. 販売会社

・ 販売会社の本・支店、営業所等の窓口で問合せることができます。

c. 日本経済新聞

・ 原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。
(略称：BRIC)

② 受益者への定期報告

委託会社は、法令に基づき、当ファンドの計算期間の末日毎および信託終了時に期中の運用経過、組入有効証券の内容および有効証券の売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

③ 受益者へのお知らせ

重大な信託約款の変更時等、委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。



ファンドの概要

ファンドの特徴

ファンド情報の
入手方法

リスクと
留意点

申込(販売)
手続等

換金(解約)
手続等

費用・税金等

ファンドの仕組み
・運用体制

その他

◆リスク

投資の世界では、予想されるリターン（収益）のブレ（変動）の大きさを指します。「リスクが高い」とは、当初に期待したリターン（収益）にならない可能性が高いということです。期待に反して損失を被る可能性もあります。リスクとリターンは一般的に比例の関係にあり、高いリターン（収益）が期待できる商品はリスク（変動性）も高くなります。

◆受益者

ファンドを取得した投資者のことです。受益者は保有口数に応じて収益分配金や償還金に対する請求権、換金請求権などの権利を有しています。

◆基準価額

純資産総額をその日の受益権の口数で割ったものです。なお、便宜上1万口単位に換算した価額で表示することがあります。



4 リスクと留意点

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、株式などの値動きのある証券（外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属することとなります。当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

① 株価変動リスク

当ファンドは主に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、株式の発行者に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、またはそれらが予想される局面となった場合には、当該株式の価格は大きく下落することがあります（価格がゼロになることもあります）。このような場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

② 為替変動リスク

当ファンドは主に外国の株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、当該外貨建資産の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。為替変動リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。外貨建資産の価格は、通常、当該外国通貨に対し円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、外貨建資産の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③ カントリーリスク

発行国の政治、経済、社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、証券価格が大きく変動する可能性があります。またエマージング・マーケット（新興国市場）には、一般に先進諸国の証券市場に比べ、市場規模、証券取引量が小さく、法制度（証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、ならびに決済の低い効率性が考えられます。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、エマージング・マーケットは先進諸国の証券市場に比べカントリーリスクが高くなり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

④ 信用リスク

投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、これによりファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

⑤ 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑥ ファンドの資金流入に伴うリスク

当ファンドの追加設定（ファンドへの資金流入）および一部解約（ファンドからの資金流出）による資金の流入に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、マザーファンドにおいても

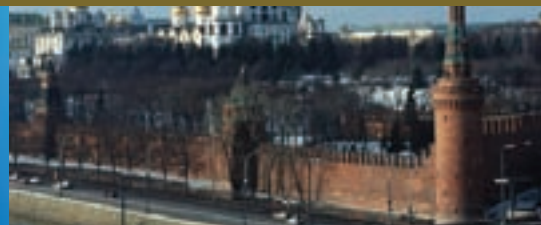
用語解説

◆円安

日本円と外国通貨とを交換する比率（＝為替レート）は常に変化するものです。日本円の価値が外国通貨より低くなることを円安といいます。たとえば、昨日1ドル115円で、今日1ドル117円に変化するような状況のことです。

◆債務不履行

一般に公社債などの発行者が、事前に約束した利払いを遅延したり、元本の償還が不能になることをいいます。デフォルトともいいます。



原則として迅速に有価証券の組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならぬことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。

法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。

⑦その他の留意点

・委託会社は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込み・解約請求の受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込み・解約請求の受付けを取消すことができます。

・当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

・当ファンドは、受益権の口数が50億口を下回ることであった場合等に必要な手続等を経て繰上償還されることがあります。

・資金動向、市況動向その他の要因により、運用の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

・当ファンドは、次の日は取得申込みおよび換金請求の受付けを行いません。

・フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日



◆販売会社

ファンドの販売を行う会社（証券会社や銀行、生保、損保などの金融機関）をいいます。販売会社は、募集の取扱いのほか、換金（解約）の受付け、収益分配金・償還金および一部解約金の支払いなどを行い、ファンドに関する投資家への窓口となります。

◆円高

日本円と外国通貨とを交換する比率（＝為替レート）は常に変化するものです。日本円の価値が外国通貨より高くなることを円高といいます。たとえば、昨日1ドル120円で、今日1ドル118円に変化するような状況のことです。



5 申込(販売)手続等

①取得申込みの受付けは、原則として販売会社の営業日(ただし、ファンフルト証券取引所の休業日またはファンフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。)に、取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとなります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがつて契約*(以下「自動けいぞく投資契約」といいます。)を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社までお問合せください。

※販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとなります。

②当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うため後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の

増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとなります。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社債等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

③申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せください。

④申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せください。

⑤申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3・15%(税抜3・0%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せください。収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

ファンドの概要	ファンドの特徴	ファンド情報の入手方法	リスクと留意点	申込(販売)手続等	換金(解約)手続等	費用・税金等	ファンドの仕組み・運用体制	その他
---------	---------	-------------	---------	-----------	-----------	--------	---------------	-----

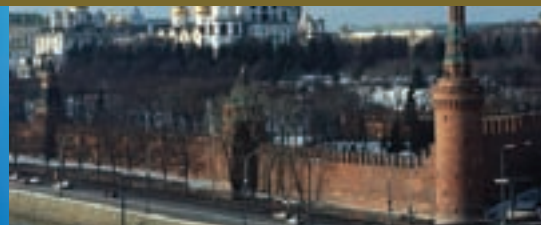
用語解説

◆自動けいぞく投資

収益分配時に、分配金から税金を差し引いた金額を無手数料で同一ファンドに自動的に再投資することをいいます。

◆基準価額

純資産総額をその日の受益権の口数で割ったものです。なお、便宜上1万口単位に換算した価額で表示することがあります。



⑥ 申込代金については、原則として販売会社が定める日までに、販売会社にお支払いいただくものとします。詳細については、販売会社にお問合せください。

⑦ 取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取消等

a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付けを制限または停止することができます。

b. 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

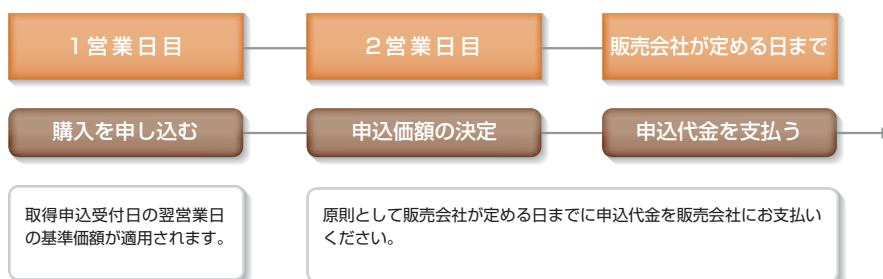
委託会社（ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社）

■ ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

■ フリーダイヤル 0120-442-785

（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

申込代金の支払いまで（イメージ図）



◆受益者

ファンドを取得した投資者のことです。受益者は保有口数に応じて収益分配金や償還金に対する請求権、換金請求権などの権利を有しています。

◆申込代金

申込金額（基準価額に取得申込口数を乗じて得た額）に、申込手数料などを加算した額をいいます。

◆申込手数料

ファンドの取得申込みの際に投資家が販売会社を支払う手数料のことです。申込手数料はファンド毎に販売会社がそれぞれ独自に定めています。



6 換金(解約)手続等

①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社の一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求の受付けは、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。）に一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付けに係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分として取扱います。

②当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③解約価額は、一部解約の実行請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せください。

④解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せください。

⑤お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。詳しくは、後記「7 費用・税金等 課税上の取扱い」をご参照ください。

⑥解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して7営業日目から販売会社の本・支店、営業所等において支払われます。

⑦委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記③に準じて計算された価額とします。

（注）前記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

ファンドの概要	ファンドの特徴	ファンド情報の入手方法	リスクと留意点	申込(販売)手続等	換金(解約)手続等	費用・税金等	ファンドの仕組み・運用体制	その他
---------	---------	-------------	---------	-----------	-----------	--------	---------------	-----

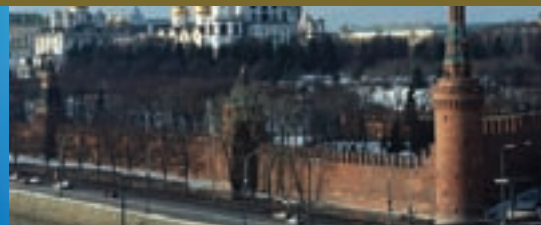
用語解説

◆買取請求

ファンドの換金方法の一つで、受益権を販売会社買い取ってもらうことにより換金する方法をいいます。

◆受益権

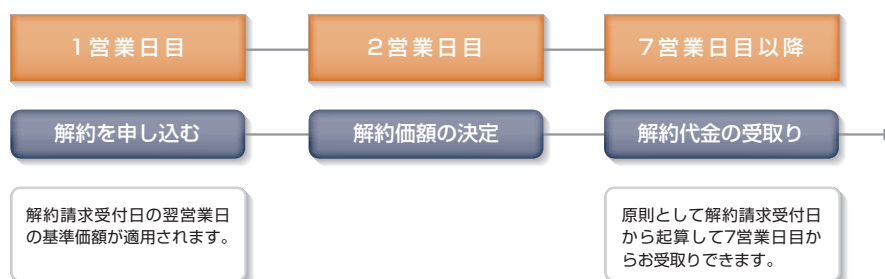
ファンドの収益を受ける権利のことです。



委託会社（ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社）

- ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
- フリーダイヤル 0120-442-785
(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

解約代金の受取りまで（イメージ図）



◆信託報酬

受益者が信託財産から間接的に負担する費用です。委託会社、受託会社、販売会社がそれぞれの業務に対する報酬として受け取るもので、ファンド毎に一定の率が契約によって決められています。

◆個別元本

各受益者の取得元本（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）のことです。

◆純資産総額

ファンドに組入れられている株式や公社債などを時価で評価し、株式や公社債などから得られる配当金や利息などの収入を加えた資産の総額から、ファンドの運用に必要な費用などを差し引いた金額のことです。

ファンドの概要

ファンドの特徴

ファンド情報の
入手方法

リスクと
留意点

申込（販売）
手続等

換金（解約）
手続等

費用・税金等

ファンドの仕組み
・運用体制

その他

<個人の受益者の場合>

時期	項目	受益者の費用・税金
申 込 時	申込手数料	取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額
信 託 期 間 中	信託報酬*	信託財産の純資産総額に対して年率1.974%（税抜1.88%） 【内訳】 販売会社 年率0.945%（税抜0.90%） 委託会社 年率0.945%（税抜0.90%） 受託会社 年率0.084%（税抜0.08%）
収益分配金受取時	税金	平成20年12月31日まで 普通分配金×10%（所得税7%、地方税3%） 平成21年1月1日から 普通分配金×20%（所得税15%、地方税5%） ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として10%（所得税7%、地方税3%）の源泉徴収が行われます。なお、上場株式等の配当等を含めた年間の配当所得の合計額（年間の支払金額が1万円以下の銘柄に係るものを除きます。）が100万円を超える場合には、確定申告が必要となります。 詳しくは、後記「課税上の取扱い」をご参照ください。
解約請求による換金時	信託財産留保額	ありません。
	税金	平成20年12月31日まで 解約価額の個別元本超過額×10%（所得税7%、地方税3%） 平成21年1月1日から 一部解約時の差益×20%（所得税15%、地方税5%） ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、上場株式等を含めた年間の譲渡所得等の合計額が500万円以下の部分については10%（所得税7%、地方税3%）、500万円を超える部分については20%（所得税15%、地方税5%）の税率となります。
ファンドの償還時	税金	平成20年12月31日まで 償還価額の個別元本超過額×10%（所得税7%、地方税3%） 平成21年1月1日から 償還時の差益×20%（所得税15%、地方税5%） ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は解約時と同様の特例措置があります。

※ 信託報酬ならびに当該信託報酬に係る消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は毎計算期末または信託終了の時に信託財産より支払われます。
 また、マザーファンドに係る運用の指図権限の委託を受けるディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ペー・ハーに対する投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。

委託会社および受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

- （注1）税法が改正された場合等には、前記の内容が変更されることがあります。
 （注2）法人の受益者の場合の税金については、後記「課税上の取扱い」をご参照ください。
 （注3）課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認ください。

買取請求の課税については、販売会社へお問合せください。

用語解説

◆信託財産

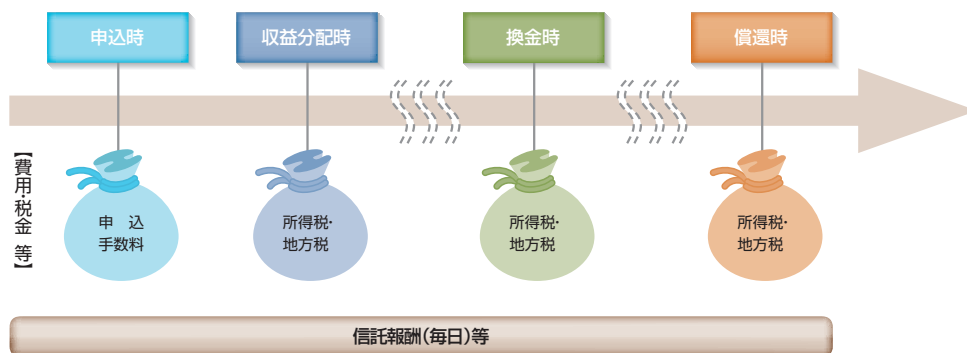
ファンドにおいて運用される株式や債券などの有価証券や現金などの財産をいいます。信託財産は、受託会社により保管・管理されています。

◆純資産総額

ファンドに組入れられている株式や公社債などを時価で評価し、株式や公社債などから得られる配当金や利息などの収入を加えた資産の総額から、ファンドの運用に必要な費用などを差し引いた金額のことです。



申込みから換金および償還までの費用の概要（イメージ図）



※詳細は前記をご参照ください。

その他の手数料等

当ファンドは、以下の費用を受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵

送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②委託会社は、前記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付すことができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

③前記②において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内にかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

④前記②において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支弁します。

なお、有価証券届出書提出日現在、前記②により定める上限は、信託財産の純資産総額に年率0・10%を乗じて得た金額とします。

⑤信託財産における組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託財産が負担します。その他に、売買委託手数料等に係る消費税等相当額、資産を外国で保管する場合の費用および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

ファンドの概要

ファンドの特徴

ファンド情報の
入手方法

リスクと
留意点

申込（販売）
手続等

換金（解約）
手続等

費用・税金等

ファンドの仕組み
・運用体制

その他

◆収益分配

ファンドの決算時に、運用の結果あげられた収益などを受益権の口数に応じて受益者に分配することをいいます。収益分配金は、通常、決算日から起算して5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

◆個別元本

各受益者の取得元本（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）のことです。

◆外貨建資産

ファンドに組入れている外貨建の株式や債券などを合計した資産を外貨建資産といえます。

課税上の取扱い

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

① 個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については下記「②収益分配金について」を参照ください。）

② 収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（i）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ii）当該収

益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

③ 課税の取扱いについて

a. 個人の受益者に対する課税

平成20年12月31日まで

◆ 収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税を選択することもできます。

平成21年1月1日以降

◆ 収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収となります。

なお、上場株式等の配当等を含めた年間の配当所得の合計額（年間の支払金額が1万円以下の銘柄に係るものを除きます。）が100万円を超えると、確定申告が必要となります。その際、申告分離課税を選択した場合には、100万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）の税率となります。

◆ 一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時および償還時の差益については譲渡所得となり、原則として、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

用語解説

◆ 普通分配金

ファンドの決算のときに受け取る分配金の中で、課税される分配金のことです。

◆ 特別分配金

ファンドの決算のときに受け取る分配金の中で、「元本の一部の払い戻しに相当する部分」として非課税扱いになる分配金のことです。



ファンドの概要	ファンドの特徴	ファンド情報の入手方法	リスクと留意点	申込(販売)手続等	換金(解約)手続等	費用・税金等	ファンドの仕組み・運用体制	その他
---------	---------	-------------	---------	-----------	-----------	--------	---------------	-----

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、上場株式等を含めた年間の譲渡所得等の合計額が500万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、500万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）の税率となります。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。また、配当控除の適用はありません。

b. 法人の受益者に対する課税

（平成21年3月31日まで）

◆収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

（平成21年4月1日以降）

◆収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15%（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

（注1）前記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは販売会社にお問合せください。

（注2）税法が改正された場合には、前記の内容が変更されることがあります。

（注3）課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認ください。

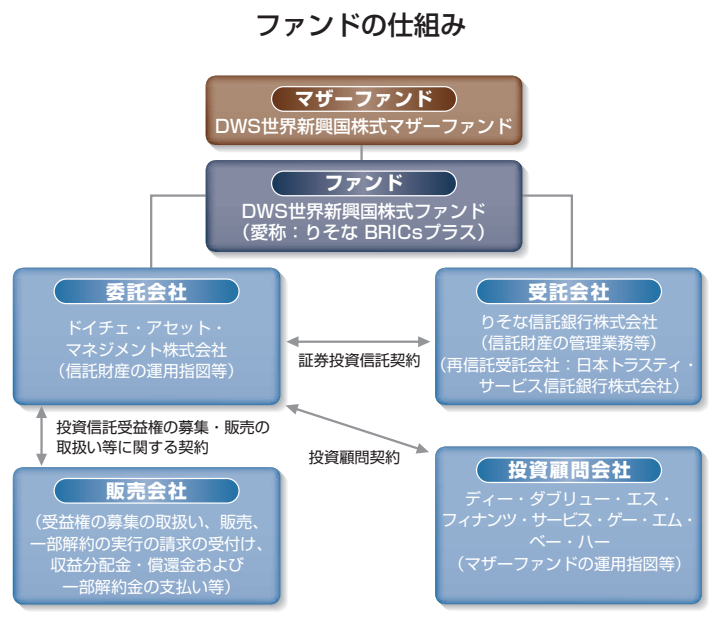
8 ファンドの仕組み・運用体制

ファンドの仕組み

①ファミリーファンド方式により運用します。

「ファミリーファンド方式」とは、

運用および管理面の合理化・効率化をはかるため、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。



◆信託財産

ファンドにおいて運用される株式や債券などの有価証券や現金などの財産をいいます。信託財産は、受託会社により保管・管理されています。

◆目論見書

ファンドの内容を説明する法定文書です。ファンドの申込者に必ず交付しなければならない「交付目論見書」と、投資家から請求があった場合に交付される「請求目論見書」があります。なお、別称として「投資信託説明書」と称して使用場合があります。



②委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

a. ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

b. りそな信託銀行株式会社（受託会社）（再信託受託会社・日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

c. 「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い等を行います。

d. ディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ベー・ハー（投資顧問会社）

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図等を行います。なお、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

委託会社の概況

■ 資本金の額（2008年9月末現在）

資本金の額 2,328百万円

■ 沿革

1985年	モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント(株)設立
1987年	投資顧問業登録、投資一任業務認可取得
1990年	ドイツ銀投資顧問(株)と合併し、ディービーモルガン グレンフェル アセット マネジメント(株)に社名を変更
1995年	ディービーモルガン グレンフェル投信投資顧問(株)に社名を変更 証券投資信託委託会社免許取得
1996年	ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問(株)に社名を変更
1999年	バンカース・トラスト投信投資顧問(株)と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメント(株)に社名を変更
2002年	チューリッヒ・スカダー投資顧問(株)と合併
2005年	ドイチェ・アセット・マネジメント(株)とドイチェ信託銀行(株)の資産運用サービス業務を統合 資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント(株)に一本化

■ 大株主の状況（2008年9月末日現在）

名 称	ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド
住 所	シンガポール048583 ワン ラフルズ クウェイ #17-10
所有株式	46,560株
所有比率	100%

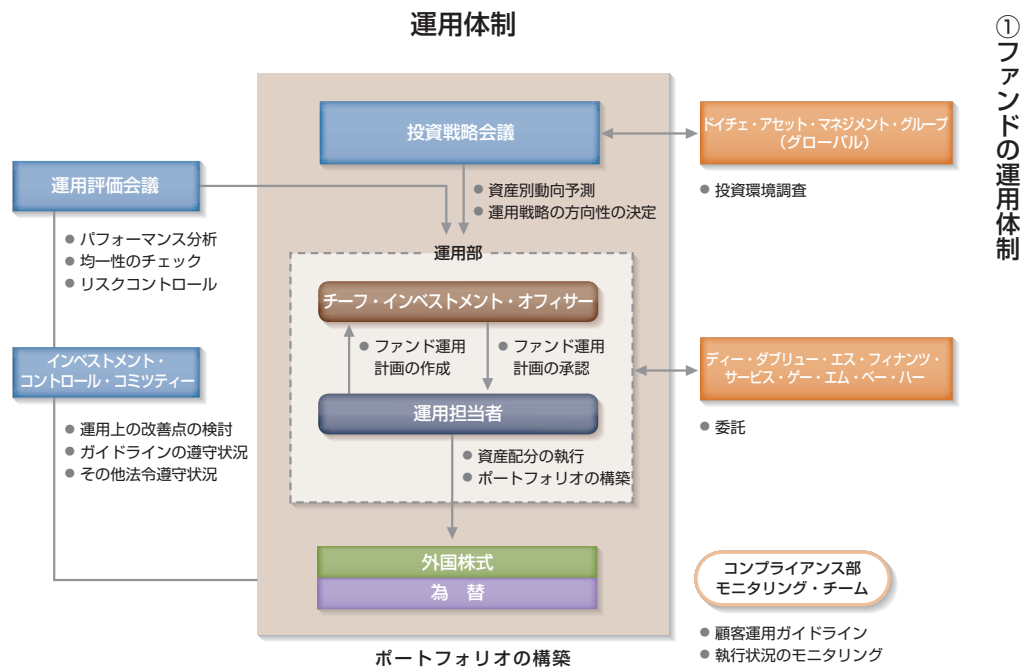
用語解説

◆マザーファンド

投資家が取得するファンドを「ベビーファンド」といい、複数のベビーファンドの資金をまとめて運用するためのファンドを「マザーファンド」といいます。

◆委託会社

信託財産の運用指図等を行う運用会社をいいます。商品の性格や運用方針などを決め、投資者に商品を説明する目論見書や運用内容・結果を説明する運用報告書の作成などを行います。



運用体制

ファンドの概要

ファンドの特徴

ファンド情報の
入手方法

リスクと
留意点

申込(販売)
手続等

換金(解約)
手続等

費用・税金等

ファンドの仕組み
・運用体制

その他

マザーファンドに係る運用委託先の管理体制については、当該委託先との継続的な情報交換および定期的な訪問などを通じて、運用面、法令遵守面、業務執行面から評価を行います。評価結果は前述のインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは必要に応じて適切な措置を行います。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定など、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題を把握し、必要な意思決定を行います。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。これらの運用体制については、社内規程および運用部内規程により定められています。

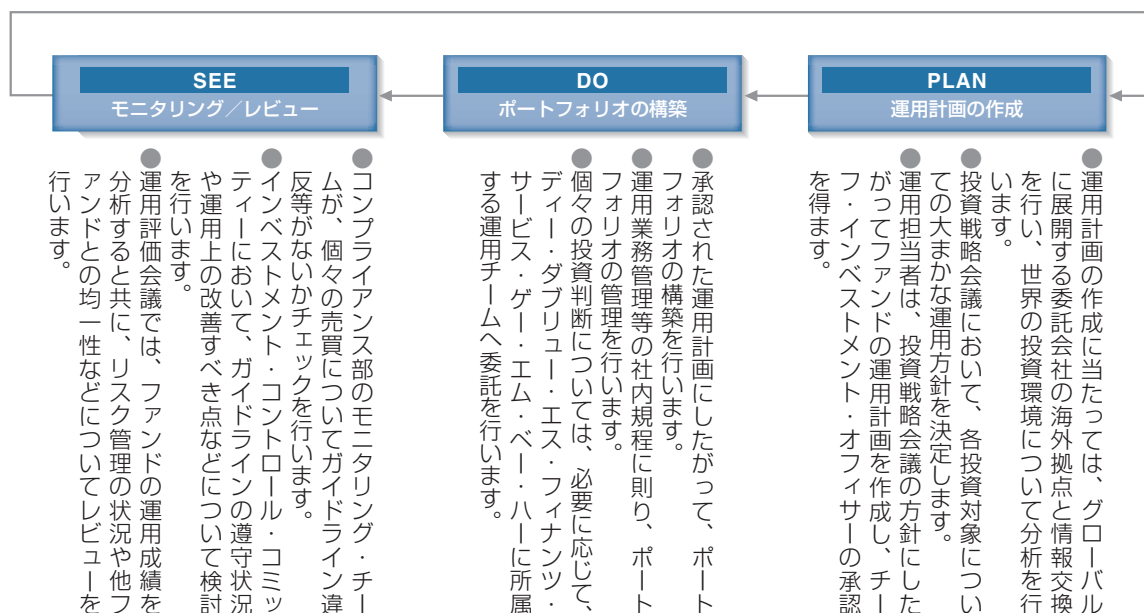
委託会社は、マザーファンドに係る運用指図に関する権限をディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ベー・ハー（所在地：ドイツ、フランクフルト）に委託します。運用計画の作成、ポートフォリオの運用指図、法令等の遵守状況確認、運用評価およびリスク管理など当ファンドの一連の運用業務は、委託会社の運用部が行います。当該運用部における主な意思決定機関としては、投資戦略会議、インベストメント・コントロール・コミッティー、運用評価会議の3つがあります。これらはいずれもチーフ・インベストメント・オフィサーが主催し、各運用担当者および必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

◆ポートフォリオ

ファンド等の運用資産全体や、株・債券等の有価証券の銘柄群などを指します。



運用の流れ



〈内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織〉

インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理および内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、コンプライアンス部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況および利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した内部監査部が内部統制の有効性および業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。前記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

〈委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制〉

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行および全体的なサービスレベルを委託会社の業務部においてモニターしております。

マザーファンドの運用指図の委託先に対しては、運用委託に関する社内規程に基づき運用委託先を管理します。委託会社は、資産運用能力（運用パフォーマンス実績）、信用力、リスク管理能力（運用ガイドラインの遵守状況含む）および内部統制の状況（または内部監査の実施状況）の観点から、定期的に運用委託先を定量的・定性的に評価します。評価結果はインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは評価結果を踏まえて運用委託先の契約継続の可否を検討します。また重要な契約違反、エラーまたは問題点などが判明した場合、直ちに運用委託先に報告および是正を求めるものとします。

用語解説

◆委託会社

信託財産の運用指図等を行う運用会社をいいます。商品の性格や運用方針などを決め、投資者に商品を説明する目論見書や運用内容・結果を説明する運用報告書の作成などを行います。

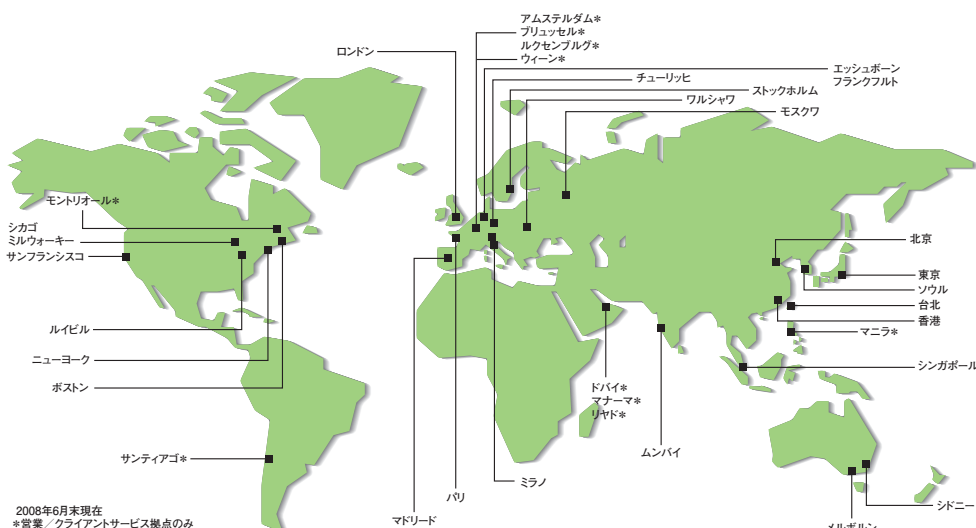
◆ファンド

多数の投資家から集めた資金をひとまとめにして専門家が運用し、その成果を投資家に還元する仕組みのことをいいます。



ファンドの概要	ファンドの特徴	ファンド情報の入手方法	リスクと留意点	申込(販売)手続等	換金(解約)手続等	費用・税金等	ファンドの仕組み・運用体制	その他
---------	---------	-------------	---------	-----------	-----------	--------	---------------	-----

② **ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの概要**
 ドイツ銀行グループの一員として、世界30都市以上の拠
 点で総勢950人を超えるファンド・マネジャーおよび
 リサーチ・スペシャリスト等の投資プロフェッショナル
 が緊密なチーム体制のもと、グローバルな観点から調
 査・分析、運用業務などを推進しています。

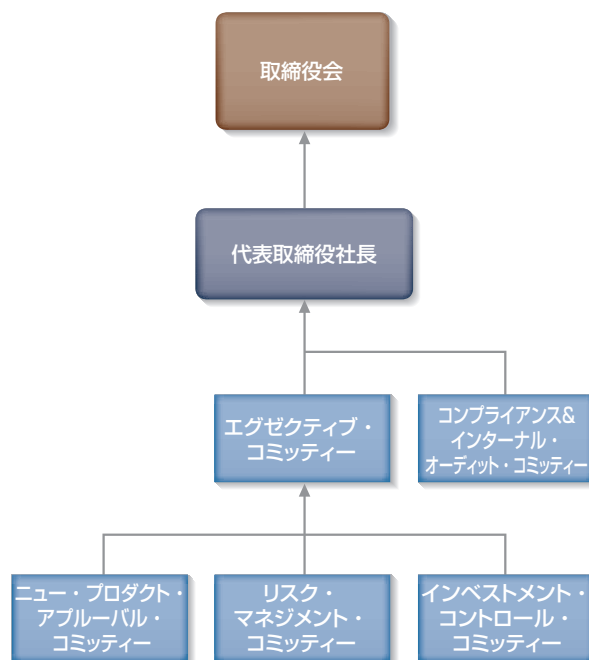


(注) 運用体制は、今後変更となる場合があります。

投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は次の通りです。

① リスク管理体制について



② 各コミッティー等の概要

◆ エグゼクティブ・コミッティー

・業務運営、リスク管理および内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については、代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。

・毎月開催

◆ リスク・マネジメント・コミッティー

・リスク管理(主として自己勘定および委託会社全体に係る)

◆ ファンド・マネジャー

ファンドの運用に携わる専門家のことをいいます。

◆ リスク

投資の世界では、予想されるリターン(収益)のブレ(変動)の大きさを指します。「リスクが高い」とは、当初に期待したリターン(収益)にならない可能性が高いということです。期待に反して損失を被る可能性もあります。リスクとリターンは一般的に比例の関係にあり、高いリターン(収益)が期待できる商品はリスク(変動性)も高くなります。



リスク）および内部統制に係る事項について決議する機関です。

・毎月開催

◆インベストメント・コントロール・コミッティー

・顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、意思決定を行う決議機関です。

・毎月開催

◆ニュー・プロダクト・アプルーバル・コミッティー

・新商品の導入および新規顧客口座開設にあたり、付随する諸問題等を導入前に検討し、導入の承認を決議する機関です。また、本コミッティーは、既存の商品および取引等の変更についても、同様に検討し、当該変更について承認するものとします。

・随時開催

◆コンプライアンス&インターナル・オーディット・コミッティー

・法務、コンプライアンスおよび監査に係る諸問題等（役職員の表彰・懲戒に係る事項を含む。）を把握し、必要な意思決定を行う決議機関です。

・3カ月毎に開催

◆コンプライアンス部

・法令および諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。

・違反等の是正・改善および未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。

・資産運用は、運用部による内部管理のほかに、コンプライアンス部・モニタリングチームが顧客投資ガイドラインの遵守等、運用部から独立した立場で以下の項目をチェックします。

・運用ガイドラインのモニター
・取引の妥当性のチェック
・利益相反取引のチェック

◆監査部

・監査部は、内部監査の立案、実施等を行い、委託会社における内部管理態勢、リスク管理態勢の適切性、有効性の検証を行います。

（注）投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。



◆受益権

ファンドの収益を受ける権利のことです。

用語解説

ファンドの概要

ファンドの特徴

ファンド情報の
入手方法

リスクと
留意点

申込（販売）
手続等

換金（解約）
手続等

費用・税金等

ファンドの仕組み
・運用体制

その他



9 その他

ファンド管理の概要および 運営等に関する事項について

資産の評価

〈基準価額の計算方法等について〉

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せください。

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：BRIC）

〈運用資産の評価基準および評価方法〉

マザーファンド

基準価額で評価します。

株式

原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

委託会社（ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社）

- ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
 - フリーダイヤル 0120-442-785
- （受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

保管

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座等に記載または記録されることにより定まるため、保管に関する該当事項はありません。

信託期間

信託契約締結日（平成19年1月31日）から無期限とします。

計算期間

① 当ファンドの計算期間は、毎年2月19日から8月18日までおよび8月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。

② 前記①にかかわらず、前記①の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

信託の終了

① 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、この信託の受益権の口数が50億口を下回ることとなった場合、または、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めると

◆公告

国、公共団体、企業が、ある事項を広く一般に知らせること。官報・新聞への掲載や掲示など文書によるものをいいます。

◆受益者

ファンドを取得した投資者のことです。受益者は保有口数に応じて収益分配金や償還金に対する請求権、換金請求権などの権利を有しています。

◆信託期間

ファンドが設定されてから、償還されるまでの期間をいいます。



き、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託会社は、前記①の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、前記①の信託契約の解約をしません。

⑤委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を、この信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥前記③から⑤までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記③の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

■信託約款の変更

①委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき

たはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②委託会社は、前記①の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、前記①の信託約款の変更をしません。

⑤委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を、この信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

■関係法人との契約の更改等

①投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約当初の契約の有効期間は、当初契約日から1年間とします。ただし、期間満了3カ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通

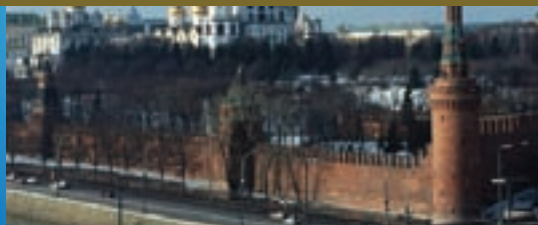
用語解説

◆委託会社

信託財産の運用指図等を行う運用会社をいいます。商品の性格や運用方針などを決め、投資者に商品を説明する目論見書や運用内容・結果を説明する運用報告書の作成などを行います。

◆信託約款

ファンドの運営・管理上の基本となる運用方針や仕組み等を定めているものです。「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて作成され、あらかじめ監督官庁に届出が行われます。委託会社と受託会社は、信託約款に基づいてファンドの運営・管理を行います。



ファンドの概要	ファンドの特徴	ファンド情報の 入手方法	リスクと 留意点	申込(販売) 手続等	換金(解約) 手続等	費用・税金等	ファンドの仕組み ・運用体制	その他
---------	---------	-----------------	-------------	---------------	---------------	--------	-------------------	-----

知を3カ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

②投資顧問契約

契約の期間については、特段の定めはありません。ただし、90日以上前の書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。終了の通知に際し、投資顧問会社は委託会社により別段指示されない限り、終了日まで運用の指図を続けるものとします。

■運用報告書

委託会社は、法令に基づき当該信託財産の計算期間の末日毎および信託終了時に期中の運用経過、組入・有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

■信託契約に関する監督官庁の命令

- ①委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ②委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記「■信託約款の変更」の規定にしたがいます。

■委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- ①委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ②前記①の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「■信託約款の変更」④の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

■委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- ①委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ②委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

■受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- ①受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「■信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- ②委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

■公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

■信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

■再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

◆収益分配

ファンドの決算時に、運用の結果あげられた収益などを受益権の口数に応じて受益者に分配することをいいます。収益分配金は、通常、決算日から起算して5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

◆販売会社

ファンドの販売を行う会社（証券会社や銀行、生保、損保などの金融機関）をいいます。販売会社は、募集の取扱いのほか、換金（解約）の受付け、収益分配金・償還金および一部解約金の支払いなどを行い、ファンドに関する投資家への窓口となります。

◆受託会社

信託財産の保管や管理を行う信託会社または信託業務を行う銀行をいいます。委託会社と締結した信託契約に基づいて、信託財産の保管や管理、基準価額の計算、外国証券を保管や管理する外国の保管銀行への指図または連絡などの業務を行います。



受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を十分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

② 償還金に対する請求権

受益者は、当ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払

を開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

③ 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として、受益者の請求を受付けた日から起算して7営業日目から受益者に支払われます。

④ 反対者の買取請求権

前記「ファンド管理の概要および運営等に関する事項について」の「■信託の終了」または「■信託約款の変更」のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前記「ファンド管理の概要および運営等に関する事項について」■信託の終了 ② または「ファンド管理の概要および運営等に関する事項について」■信託約款の変更 ② に規定する公告または書面に付記します。

⑤ 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

用語解説

◆追加型株式投資信託

当初設定後も追加設定が行われ、追加設定分も当初の信託財産とともに運用される株式投資信託で、オープン型投資信託ともいいます。基本的にいつでも時価で買付・売却が可能です。



ファンドの概要	ファンドの特徴	ファンド情報の 入手方法	リスクと 留意点	申込(販売) 手続等	換金(解約) 手続等	費用・税金等	ファンドの仕組み ・運用体制	その他
---------	---------	-----------------	-------------	---------------	---------------	--------	-------------------	-----

国内投資信託受益証券の形態等

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。格付けは取得していません。

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

発行（売出） 価額の総額

1兆円を上限とします。

申込期間

平成20年5月17日から平成21年5月18日まで（継続申込期間）

ただし、フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日には申込みの受付は行いません。

※ 継続申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

振替機関に関する事項

振替機関は次の通りです。
株式会社証券保管振替機構

払込期日

当ファンドの取得申込者は、申込代金を原則として販売会社が定める日までに、販売会社にお支払いいただくものとします。詳細については、販売会社にお問合せください。各取得申込受付日に係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

申込取扱場所・払込取扱場所

原則として販売会社の本・支店、営業所等において申込みの取扱いを行います。払込みは原則として、申込みの取扱いを行った販売会社において取扱います。販売会社については、委託会社の後記照会先にお問合せください。

委託会社（ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社）

- ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
- フリーダイヤル 0120-442-785
(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

その他

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

◆委託会社

信託財産の運用指図等を行う運用会社をいいます。商品の性格や運用方針などを決め、投資者に商品を説明する目論見書や運用内容・結果を説明する運用報告書の作成などを行います。

◆販売会社

ファンドの販売を行う会社（証券会社や銀行、生保、損保などの金融機関）をいいます。販売会社は、募集の取扱いのほか、換金（解約）の受付け、収益分配金・償還金および一部解約金の支払いなどを行い、ファンドに関する投資家への窓口となります。

◆受益権

ファンドの収益を受ける権利のことです。



内国投資信託受益証券事務の概要

① 名義書換等について

該当事項はありません。

② 受益者集会について

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

③ 受益者に対する特典

該当事項はありません。

④ 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続きおよび受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

b. 前記 a. の申請のある場合には、前記 a. の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 a. の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

c. 前記 a. の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

d. 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

⑤ 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

⑥ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

⑦ 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

用語解説

◆ 受益者

ファンドを取得した投資者のことです。受益者は保有口数に応じて収益分配金や償還金に対する請求権、換金請求権などの権利を有しています。

◆ 受託会社

信託財産の保管や管理を行う信託会社または信託業務を行う銀行をいいます。委託会社と締結した信託契約に基づいて、信託財産の保管や管理、基準価額の計算、外国証券を保管や管理する外国の保管銀行への指図または連絡などの業務を行います。



運用状況

(1) 【投資状況】

「DWS世界新興国株式ファンド」

(平成20年9月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	22,823,832,708	100.43
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	—	△99,016,416	△0.43
合計(純資産総額)	—	22,724,816,292	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考情報)

「DWS世界新興国株式マザーファンド」

(平成20年9月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	339,191,750	1.36
	カナダ	1,159,251,970	4.66
	バミューダ	620,788,471	2.49
	香港	400,200,000	1.61
	マレーシア	440,547,012	1.77
	タイ	419,520,000	1.69
	ルクセンブルグ	196,638,002	0.79
	インドネシア	826,274,350	3.32
	アルゼンチン	217,704,140	0.87
	メキシコ	188,970,037	0.76
	ブラジル	3,594,130,907	14.44
	チリ	95,892,750	0.39
	韓国	1,211,653,800	4.87
	台湾	1,470,259,350	5.91
	インド	2,483,475,567	9.98
	南アフリカ	1,198,260,200	4.82
	ロシア	4,642,142,041	18.65
	中華人民共和国	1,606,247,330	6.45
	ケイマン島	758,850,500	3.05
	小計	21,869,998,177	87.88
カバードワラント	韓国	95,962,576	0.39
	インド	245,006,486	0.98
	小計	340,969,062	1.37
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	—	2,673,838,256	10.74
合計(純資産総額)	—	24,884,805,495	100.00

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

ファンドの概要

ファンドの特徴

ファンド情報の
入手方法

リスクと
留意点

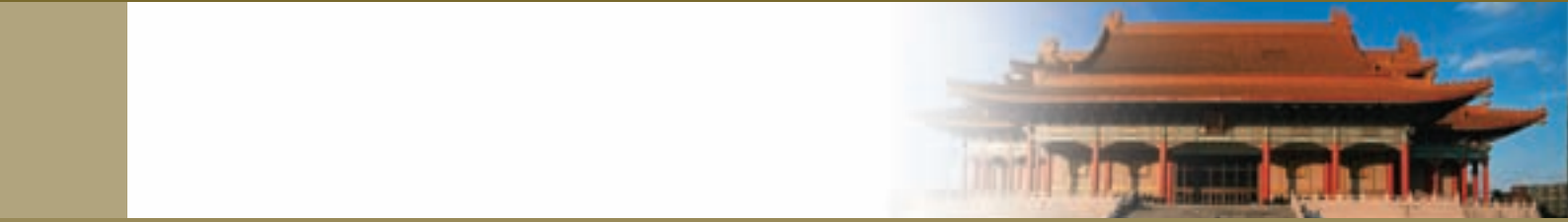
申込(販売)
手続等

換金(解約)
手続等

費用・税金等

ファンドの仕組み
・運用体制

その他



ファンドの概要
ファンドの特徴
ファンド情報の 入手方法
リスクと 留意点
申込（販売） 手続等
換金（解約） 手続等
費用・税金等
ファンドの仕組み ・運用体制
その他

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

「DWS世界新興国株式ファンド」

<評価額(全銘柄)>

(平成20年9月30日現在)

国／ 地域	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	DWS世界新興国株式 マザーファンド	30,722,617,726	1.0161 0.7429	31,217,251,872 22,823,832,708	100.43

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

<種類別投資比率>

(平成20年9月30日現在)

種類	国内／外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	100.43
合計	—	100.43

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。



(参考情報)

「DWS世界新興国株式マザーファンド」

＜評価額上位30銘柄＞

(平成20年9月30日現在)

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株数)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
ロシア	株式	GAZPROM RTS CLASSIC	エネルギー	1,900,000	1,101.82 757.09	2,093,460,410 1,438,483,730	5.78
ブラジル	株式	PETROBRAS- PETROLEO BRAS	エネルギー	600,000	2,142.74 2,085.20	1,285,647,660 1,251,123,000	5.03
ロシア	株式	LUKOIL-SPON ADR	エネルギー	150,000	7,770.69 5,492.31	1,165,604,951 823,847,565	3.31
ブラジル	株式	CIA VALE DO RIO DOCE PREF A	素材	500,000	1,917.53 1,599.53	958,766,673 799,768,500	3.21
南アフリカ	株式	HARMONY GOLD MINING CO LTD	素材	800,000	740.32 990.40	592,259,200 792,320,000	3.18
ロシア	株式	NOVATEK OAO- SPONS GDR REG S	エネルギー	150,000	7,508.82 4,407.93	1,126,323,750 661,190,880	2.66
インド	株式	GITANJALI GEMS- GDR REGS-W/I	耐久消費財・アパレル	930,000	699.09 699.09	650,160,675 650,160,675	2.61
台湾	株式	TAIWAN SEMICON- SP ADR	半導体・半導体製造 装置	600,000	1,094.73 901.05	656,840,940 540,635,400	2.17
ロシア	株式	OAO ROSNEFT OIL CO-GDR	エネルギー	800,000	900.02 665.95	720,018,640 532,764,080	2.14
インド	株式	LARSEN & TOUBRO LIMITED	資本財	85,000	5,881.14 5,187.42	499,897,027 440,930,912	1.77
タイ	株式	THAI OIL PCL- FRGN	エネルギー	3,000,000	161.12 139.84	483,360,000 419,520,000	1.69
ケイマン島	株式	HUTCHISON TELECOMMUNICATIO	電気通信サービス	3,500,000	130.73 114.72	457,562,000 401,534,000	1.61
香港	株式	CHINA MOBILE LTD	電気通信サービス	400,000	1,246.62 1,000.50	498,649,200 400,200,000	1.61
韓国	株式	DOOSAN HEAVY INDUSTRIES	資本財	50,000	8,356.82 7,659.00	417,841,000 382,950,000	1.54
ロシア	株式	SBERBANK RF-\$ US	銀行	2,300,000	262.78 163.64	604,413,806 376,373,380	1.51
ロシア	株式	VIMPELCOM-SP ADR	電気通信サービス	200,000	2,530.21 1,824.90	506,043,020 364,980,680	1.47
インドネシア	株式	PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	公益事業	15,000,000	25.57 23.92	383,625,000 358,875,000	1.44
カナダ	株式	PAN AMERICAN SILVER CORP	素材	150,000	2,558.61 2,387.77	383,791,875 358,166,250	1.44
ケイマン島	株式	YINGLI GREEN ENERGY HOLD-ADR	資本財	300,000	1,619.83 1,191.05	485,950,440 357,316,500	1.44
カナダ	株式	SILVER WHEATON CORP	素材	400,000	1,050.19 892.77	420,079,920 357,109,360	1.44
アメリカ	株式	CHINA SECURITY & SURVEILLANC	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	250,000	1,661.26 1,356.76	415,315,700 339,191,750	1.36
バミューダ	株式	CELESTIAL NUTRIFOODS LTD	食品・飲料・タバコ	8,000,000	51.73 41.96	413,842,000 335,704,000	1.35
台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造 装置	303,000	1,139.20 1,081.60	345,177,600 327,724,800	1.32
韓国	株式	NHN CORP	ソフトウェア・サー ビス	25,000	12,529.53 13,071.36	313,238,359 326,784,000	1.31
台湾	株式	DELTA ELECTRONICS INC	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	1,213,800	269.12 262.40	326,657,856 318,501,120	1.28
中華人民共 和国	株式	HUANENG POWER INTL INC-H	公益事業	4,500,000	77.77 69.36	349,974,900 312,156,000	1.25
インド	株式	BHARAT HEAVY ELECTRICALS	資本財	90,000	3,774.23 3,342.84	339,681,420 300,856,140	1.21
インド	株式	NTPC LIMITED	公益事業	800,000	401.11 367.41	320,892,000 293,930,000	1.18
南アフリカ	株式	GOLD FIELDS LTD	素材	300,000	860.41 963.16	258,123,000 288,949,200	1.16
ロシア	株式	TRANSNEFT-PREF	エネルギー	3,900	114,962.70 73,534.70	448,354,530 286,785,330	1.15

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

ファンドの概要

ファンドの特徴

ファンド情報の
入手方法

リスクと
留意点

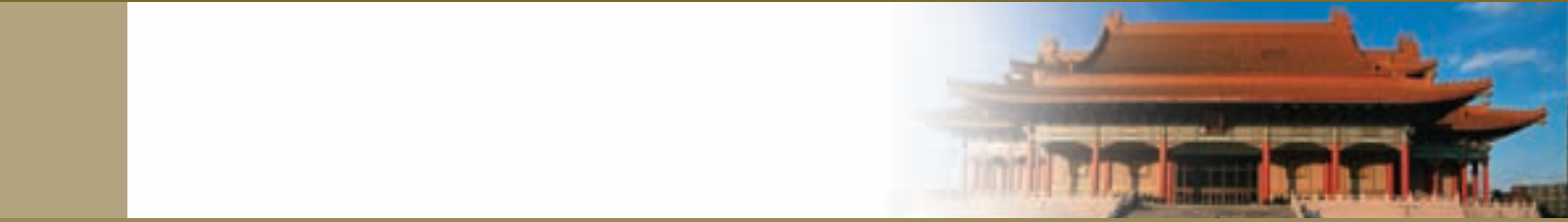
申込(販売)
手続等

換金(解約)
手続等

費用・税金等

ファンドの仕組み
・運用体制

その他



＜種類別および業種別投資比率＞

（平成20年9月30日現在）

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	25.96
		素材	15.25
		資本財	9.75
		運輸	1.00
		耐久消費財・アパレル	3.77
		小売	1.59
		食品・飲料・タバコ	3.70
		家庭用品・パーソナル用品	1.14
		銀行	5.09
		保険	0.91
		ソフトウェア・サービス	3.17
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.78
		電気通信サービス	4.69
		公益事業	4.60
		半導体・半導体製造装置	3.49
	小計		87.88
カバードワラント	外国	資本財	0.39
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.98
	小計		1.37
合計			89.26

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類別および業種別の評価金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。



(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成20年9月末日および同日前1年以内における各月末ならびに直近計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間末 または各月末	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期 (平成19年8月20日)	40,987	40,987	0.9973	0.9973
第2期 (平成20年2月18日)	34,640	38,048	1.0083	1.1075
第3期 (平成20年8月18日)	31,829	31,829	0.8961	0.8961
平成19年9月末日	51,731	—	1.2427	—
平成19年10月末日	49,696	—	1.3548	—
平成19年11月末日	42,981	—	1.2229	—
平成19年12月末日	44,993	—	1.2994	—
平成20年1月末日	37,363	—	1.0882	—
平成20年2月末日	37,360	—	1.0419	—
平成20年3月末日	33,420	—	0.9319	—
平成20年4月末日	36,314	—	1.0072	—
平成20年5月末日	39,029	—	1.0792	—
平成20年6月末日	35,674	—	0.9920	—
平成20年7月末日	34,197	—	0.9614	—
平成20年8月末日	31,513	—	0.8903	—
平成20年9月末日	22,724	—	0.6528	—

(注) 純資産総額は百万円未満切捨て。

② 【分配の推移】

計算期間	計算期間末	1口当たりの分配金(円)
第1期	平成19年8月20日	0.0000
第2期	平成20年2月18日	0.1000
第3期	平成20年8月18日	0.0000

③ 【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期 (平成19年1月31日～平成19年8月20日)	△0.3
第2期 (平成19年8月21日～平成20年2月18日)	11.0
第3期 (平成20年2月19日～平成20年8月18日)	△11.1

(注) 収益率は、小数第2位を四捨五入しています。

ファンドの概要

ファンドの特徴

ファンド情報の
入手方法

リスクと
留意点

申込(販売)
手続等

換金(解約)
手続等

費用・税金等

ファンドの仕組み
・運用体制

その他



- (1) 以下の情報は、有価証券届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況 1 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
- (2) 当財務諸表は、あらた監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、当該有価証券届出書に記載されている財務諸表に添付されております。

DWS世界新興国株式ファンド

(1) 【貸借対照表】

区分	第2期計算期間 (平成20年2月18日現在)	第3期計算期間 (平成20年8月18日現在)
	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	38,652,344,596	32,239,918,933
流動資産合計	38,652,344,596	32,239,918,933
資産合計	38,652,344,596	32,239,918,933
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,407,966,972	—
未払解約金	162,601,341	49,437,570
未払受託者報酬	18,766,024	14,911,522
未払委託者報酬	422,235,465	335,509,130
その他未払費用	630,000	10,306,438
流動負債合計	4,012,199,802	410,164,660
負債合計	4,012,199,802	410,164,660
純資産の部		
元本等		
元本	34,354,615,268	35,520,474,533
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	285,529,526	△3,690,720,260
(うち分配準備積立金)	(27,505,563)	(25,874,415)
剰余金合計	285,529,526	△3,690,720,260
元本等合計	34,640,144,794	31,829,754,273
純資産合計	34,640,144,794	31,829,754,273
負債・純資産合計	38,652,344,596	32,239,918,933



(2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	第2期計算期間 (自 平成19年8月21日 至 平成20年2月18日)	第3期計算期間 (自 平成20年2月19日 至 平成20年8月18日)
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
有価証券売買等損益	6,449,525,293	△3,644,936,044
営業収益合計	6,449,525,293	△3,644,936,044
営業費用		
受託者報酬	18,766,024	14,911,522
委託者報酬	422,235,465	335,509,130
その他費用	630,000	10,306,438
営業費用合計	441,631,489	360,727,090
営業利益金額	6,007,893,804	—
営業損失金額	—	4,005,663,134
経常利益金額	6,007,893,804	—
経常損失金額	—	4,005,663,134
当期純利益金額	6,007,893,804	—
当期純損失金額	—	4,005,663,134
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	2,985,027,899	—
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	—	32,859,721
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△109,169,463	285,529,526
剰余金増加額又は欠損金減少額	857,607,348	14,562,066
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	—	(14,562,066)
(当期追加信託に伴う欠損金減少額)	(857,607,348)	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	77,807,292	18,008,439
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	—	(18,008,439)
(当期一部解約に伴う欠損金増加額)	(77,807,292)	—
分配金	3,407,966,972	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	285,529,526	△3,690,720,260

ファンドの概要

ファンドの特徴

ファンド情報の
入手方法

リスクと
留意点

申込(販売)
手続等

換金(解約)
手続等

費用・税金等

ファンドの仕組み
・運用体制

その他



ファンドの概要

ファンドの特徴

ファンド情報の
入手方法

リスクと
留意点

申込(販売)
手続等

換金(解約)
手続等

費用・税金等

ファンドの仕組み
・運用体制

その他

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第2期計算期間 (自 平成19年8月21日 至 平成20年2月18日)	第3期計算期間 (自 平成20年2月19日 至 平成20年8月18日)
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託 受益証券の基準価額で評価してお ります。	親投資信託受益証券 同左

ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は次の通りです。

第5 設定及び解約の実績	第4 ファンドの経理状況	第3 管理及び運営	第2 手続等	第1 ファンドの沿革
2 ファンドの現況	1 財務諸表	1 資産管理等の概要	2 換金(解約)手続等	1 申込(販売)手続等
純資産額計算書	(1) 貸借対照表	(1) 資産の評価		
(4) 附属明細表	(2) 損益及び剰余金計算書	(2) 保管		
(3) 注記表	(5) その他	(3) 信託期間		
		(4) 計算期間		

※ 前記の情報については、EDINET（エディネット）でも閲覧することが出来ます。

用語解説

◆EDINET（エディネット）

Electronic Disclosure for Investors' NETwork の略で、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。投資家は、EDINET を利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券報告書等を閲覧することができます。

◆ファンド

多数の投資家から集めた資金をひとまとめにして専門家が運用し、その成果を投資家に還元する仕組みのことをいいます。

追加型証券投資信託 DWS世界新興国株式ファンド 約 款

運用の基本方針

信託約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

DWS世界新興国株式マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として親投資信託の受益証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

②実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

③信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引、ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

④市況動向および資金動向等によつては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時におい

て信託財産の純資産総額の20%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であつて当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

3 収益分配方針

毎決算時（原則として2月18日および8月18日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 DWS世界新興国株式ファンド 約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託財産に属する財産についての對抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事

務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができ

ます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行つものとし

（信託の目的、金額および追加信託金の限度額）

第3条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができるとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができ

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第47条第2項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の信託期間終了日までと

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げられる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われ

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、1,000億円を上限として、追加信託によつて生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割

します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものと

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の

基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額と

します。

②この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従つて時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」とい

います。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をい

います。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」とい

います。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によつて計算

します。

③第27条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によ

るものと

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にするこ

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」とな

った場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」とい

います。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱

つことに同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をい

い、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をい

い、以下「振替口座簿」に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」とい

います。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失つた場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行

しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行

わないものと

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行

います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をい

います。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をい

います。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得の申込みをした取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもつて取得の申込に応じることができ

るものと

します。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがつて契約（以下「別に定める契約」とい

います。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもつて取得の申込みに応じることができ

ます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める現地の証券取引所等の休業日には、当該受益権の取得申込みに応じないものと

します。

②前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行

つための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われ

ます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をい

います。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行

つことができます。

③委託者は、第1項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込

みにについては、これを受付けるものと

費税等」といいます。に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

⑥第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦委託者は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等にお

いて、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益証券の譲渡の對抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ 有価証券

□デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条および第23条に定めるものに限ります。）

ハ 金銭債権

ニ 約束手形

2 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

（運用の指図範囲等）

第16条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とするDWS世界新興国株式マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1 株券または新株引受権証書

2 国債証券

3 地方債証券

4 特別の法律により法人の発行する債券

5 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融

商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）

11 コーシヤル・ペーパー

12 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

13 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

14 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

15 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるものの以外のもの

16 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

17 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

18 オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

19 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

20 外国法人が発行する譲渡性預金証書

21 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

22 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

23 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

24 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書および第13号ならびに第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券および第13号ならびに第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用す

ることを指図することができます。

1 預金

2 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3 コール・プット

4 手形割引市場において売買される手形

5 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を主として前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、信託財産に属する投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および第2項に定める資産への投資を行うことができます。

②前項の取扱いは、第21条から第23条まで、第25条、第27条、第32条および第33条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引

所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができます。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第20条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（信用取引の指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができますものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2 株式分割により取得する株券
- 3 有償増資により取得する株券
- 4 売り出しにより取得する株券

5 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債について社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券

6 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

③委託者は、信託財産に保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができます。

（先物取引等の運用指図）

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号に掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号に掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号に掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号に掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとします（以下同じ。）。

②委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変

動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができま。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④前項において親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができま。

1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際收支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第27条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができま。

②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（信託業務の委託等）

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1 信託財産の保存に係る業務

2 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第29条 （削除）

（混蔵寄託）

第30条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコモディティ・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることがあります。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をすることと、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券の売却等の指図）

第32条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益

証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約および有価証券の売却代金等、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、当該有価証券等の解約代金および当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

③ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的とする借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で信託終了日まででその

金額を見積もり得るものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定め

ます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎年2月19日から8月18日までおよび8月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は、平成19年1月31日から平成19年8月20日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条に規定するこの信託の計算期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第38条 受託者は、毎計算期間末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支払いを受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は実際に支払う金額の支払いを受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支払いを受けることもできます。

③ 前項において、諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は信託財産の規模等を考慮して、期中にあらかじめ委託者が定めた範囲内でか

かる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支払われます。

(信託報酬等の総額)

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10.000分の1.88の率を乗じて得た金額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めるものとします。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益分配)

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1 配当金、利金、貸付有価証券に係る品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受託者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期間末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第42条 受託者は、収益分配金および償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第43条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受益者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④一部解約金は、第46条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において

て行うものとしします。

⑥収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

⑦前項に規定する「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

(収益分配金および償還金の時効)

第44条 受益者が、収益分配金について第43条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに償還金について第43条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(受益権の買取り)

第45条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、当該証券会社および登録金融機関が定める単位をもってその受益権を買取ることができま。ただし、別に定める現地の証券取引所等の休業日には、受益権の買取請求の受け付けは行いません。

②前項の場合、受益権の買取価額は、買取請求を受けた日の翌営業日の基準価額から当該買取りに関して当該買取りを行う委託者の指定する証券会社および登録金融機関に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

③委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、委託者と協議のうえ第1項による受益権の買取の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた受益権の買取の受け付けを取り消すことができます。

④前項により受益権の買取りの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額

の計算日に買取りを受けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

(一部解約)

第46条 受益者（第45条第1項における委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める現地の証券取引所等の休業日には、一部解約の実行請求の受け付けは行いません。

②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受けた日の翌営業日の基準価額とします。

④信託契約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとしします。

⑤委託者は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第47条 委託者は、第4条の規定による信託終了日前にこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信

託を終了させることができます。この場合において、委託者はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が50億口を下回ることとなった場合には、受益者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出します。

③委託者は、前2項の事項において、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項および第2項に基づく信託契約の解約をしません。

⑥委託者は、前項に基づきこの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引

き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受益者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②委託者は、新受託者を選任できないときは、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の変更のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項に基づくこの信託約款の変更をしません。

⑤委託者は、前項に基づきこの信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行

いません。

(反対者の買取請求権)

第53条 第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第47条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(買権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第55条 振替機関等の振替口座簿の買権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年1月31日 (信託契約締結日)

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
受託者 りそな信託銀行株式会社

I 別に定める現地の証券取引所等

信託約款第12条第1項、第45条第1項および第46条第1項における「別に定める現地の証券取引所等」とは次のものとします。

フランクフルト証券取引所
フランクフルトの銀行

親投資信託

DWS世界新興国株式マザーファンド

約 款

運用の基本方針

信託約款第15条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

主として、ブラジル、ロシア、インド、中国（香港を含む）など新興国（以下「主要投資対象国」といいます。）のいずれかの証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品市場を2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式および預託証券等（以下総称して「株式等」といいます。）のうち、主要投資対象国において主たる企業活動を展開する企業、本店が所在する企業の株式等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 高い経済成長が期待されている主要投資対象国の企業の株式等に投資します。
- ② 主要投資対象国で主たる企業活動を展開する先進国の企業の株式等や先進国の証券取引所に上場されている主要投資対象国の企業の株式等に投資することもあります。
- ③ 株式への投資にあたっては、収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑤ 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション

- 取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引、ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 市況動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

親投資信託

DWS世界新興国株式マザーファンド 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての對抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができず。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額および追加信託金の限度額)

第3条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項および第2項、第44条第1項、第45条第1項、第47条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第6条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするドイチエ・アセット・マネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、1,000億円を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます)の処理を行う前の信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部売却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額(以下「純資産総額」といいます。)を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除して得た金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。))の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②第25条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にするこ

(受益証券の発行および種類)

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③受益者は、当該受益証券を他に譲渡することができます。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ有価証券

ロデリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条および第21条に定めるものをいいます。)

ハ金銭債権

ニ約束手形

2次に掲げる特定資産以外の資産

イ為替手形

(運用の指図範囲等)

第13条 委託者(第16条第1項に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、第15条、第17条から第23条、第25条、第30条から第32条まで同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図するものとします。

1株券または新株引受権証書

2国債証券

3地方債証券

4特別の法律により法人の発行する債券

5社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

6資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)

11コモディティ・ペーパー

12新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券

13外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

14投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

15投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。)

16投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。)

または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

17 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

18 オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）

19 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

20 外国法人が発行する譲渡性預金証書

21 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

22 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

23 貸付債権信託受益証券であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

24 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書および第13号ならびに第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券および第13号ならびに第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

1 預金

2 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3 コール・ローン

4 手形割引市場において売買される手形

5 貸付債権信託受益証券であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を主として前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の1000分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第14条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第12条および第13条第1項および第2項に定める資産への投資を行うことができます。

② 前項の取扱いは、第19条から第21条まで、第23条、第25条、第30条および第31条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（運用の権限委託）

第16条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商 号：ディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ペー・ハー
所在地：フランクフルト・アム・メイン、D-60327
マインツァー・ラント通り178-190

② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、かかる者と委託者との間で別途合意した取り決めに基づくものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法令に違反した場合、この信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

（投資する株式等の範囲）

第17条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび

証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができます。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第18条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の1000分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の1000分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができますものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

2 株式分割により取得する株券

3 有償増資により取得する株券

4 売り出しにより取得する株券

5 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債について

の社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券

6 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産

に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

③委託者は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができるとします。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができるとします。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

②委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができるとします。

③委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができるとします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができるとします。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財

産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第22条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができるとします。

1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第24条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

（信託業務の委託等）

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1 信託財産の保存に係る業務

2 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3 委託者（第16条に定める運用の権限の委託先を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第27条 （削除）

（混蔵寄託）

第28条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコモディティ・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために

委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができ、信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券の売却等の指図）

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第31条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金等、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができ、ます。

②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第34条 この信託の計算期間は、毎年8月19日から翌年8月18日までとすることを原則とします。ただし、第一期計算期間は、平成19年1月31日から平成19年8月20日までとします。

②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）

が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条に規定するこの信託の計算期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第37条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を收受しません。

（利益の留保）

第38条 信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中の分配を行いません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第39条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

（信託契約の一部解約）

第40条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、この信託契約の一部を解約します。

②解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、この信託の受益証券を投資対象とするこ

とを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第42条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払い）

第43条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款

を変更しようとするときは、第48条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第45条 委託者が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第49条 第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第41条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第41条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

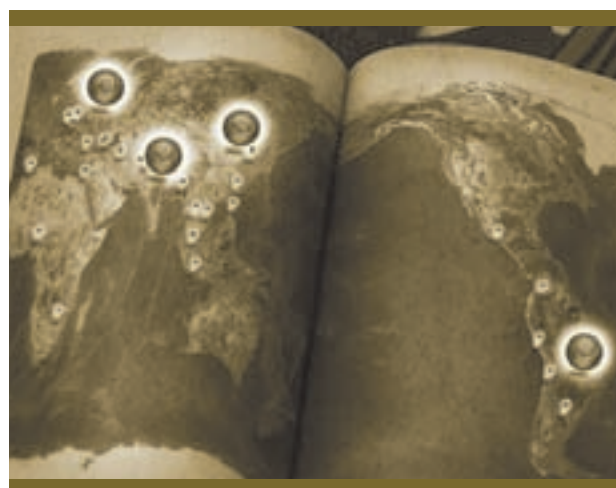
上記条項により信託契約を締結します。

平成19年1月31日 (信託契約締結日)

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 りそな信託銀行株式会社





愛称:

りそな BRICsプラス

DWS世界新興国株式ファンド

追加型株式投資信託／国際株式型(一般型)

本書は金融商品取引法(昭和23年法律25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社



Deutsche Asset Management
A Member of the Deutsche Bank Group



1. 本書により行う「DWS世界新興国株式ファンド（愛称：りそな BRICsプラス）」（以下「ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成20年5月16日に関東財務局長に提出しており、平成20年5月17日にその効力が発生しております。
2. 当ファンドの受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。
3. 本書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載したものであり、投資家の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書）です。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、主に外国の株式を投資対象としますので、組入株式の価格下落や、組入株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。



Contents

● 設定及び解約の実績

..... 22

ファンドの現況

..... 22

財務諸表

..... 11

● ファンドの経理状況

..... 8

受益者の権利等

..... 7

資産管理等の概要

..... 4

● 管理及び運営

..... 4

換金（解約）手続等

..... 3

申込（販売）手続等

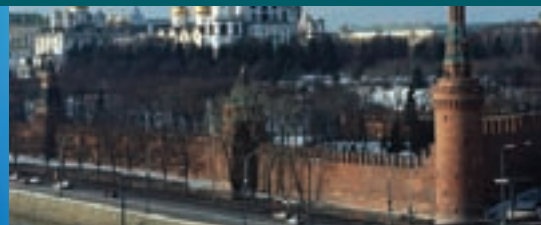
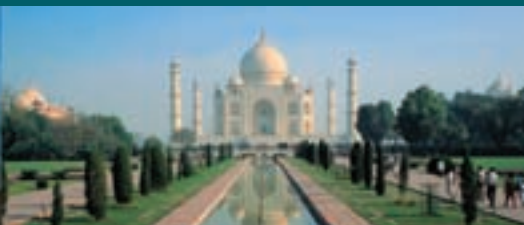
..... 1

● 手続等

..... 1

● ファンドの沿革

..... 1



ファンドの沿革

平成19年1月31日

信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

手続等

申込（販売）手続等

① 取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。）に、取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとなります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約※（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社までお問合せください。

※ 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

② 当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うため振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口座の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口座の増加の記載または記録を行うことができず。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとなります。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

③ 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せください。

④ 申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せください。

⑤ 申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3・15%（税抜3・0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の前記照会先にお問合せください。収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

委託会社（ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社）

■ ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

■ フリーダイヤル 0120-442-785

（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

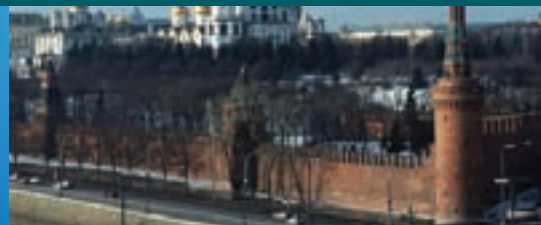
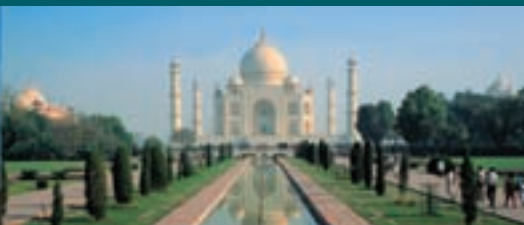


⑥ 申込代金については、原則として販売会社が定める日までに、販売会社にお支払いいただくものとします。詳細については、販売会社にお問合せください。

⑦ 取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取消等

a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付けを制限または停止することができます。

b. 委託会社は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。



換金（解約） 手続等

① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求の受付けは、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。）に一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付けに係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分として取扱います。

② 当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同一口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 解約価額は、一部解約の実行請求受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せください。

④ 解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せください。

⑤ お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。

⑥ 解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して7営業日目から販売会社の本・支店、営業所等において支払われます。

⑦ 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為

替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記③に準じて計算された価額とします。

（注）前記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

委託会社（ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社）

- ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
- フリーダイヤル 0120-442-785
(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

管理及び運営

資産管理等の概要

(1) 資産の評価

〈基準価額の計算方法等について〉

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権一口当たりの純資産額が基準価額です。なお、便宜上一万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の後照会先にお問合せください。

ドイツエ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.dami.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-0442-785

（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：BRIC）

〈運用資産の評価基準および評価方法〉

マザーファンド	基準価額で評価します。
株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
公社債等	法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

(2) 保管

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座等に記載または記録されることにより定まるため、保管に関する該当事項はありません。

(3) 信託期間

信託契約締結日（平成19年1月31日）から無期限とします。

(4) 計算期間

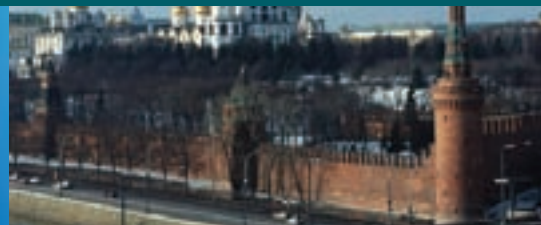
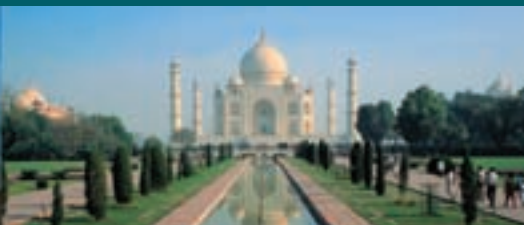
① 当ファンドの計算期間は、毎年2月19日から8月18日までおよび8月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。

② 前記①にかかわらず、前記①の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

① 信託の終了

a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、この信託の受益権の口数が50億口を下回ることとなった場合、または、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、委託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託



会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- b. 委託会社は、前記 a. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- c. 前記 b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、

- d. 前記 c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 a. の信託契約の解約をしません。

- e. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を、この信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- f. 前記 c. から e. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、前記 c. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

② 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときは、はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- b. 委託会社は、前記 a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべ

ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- c. 前記 b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、

- d. 前記 c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 a. の信託約款の変更をしません。

- e. 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を、この信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 関係法人との契約の更改等

- a. 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約当初の契約の有効期間は、当初契約日から一年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

b. 投資顧問契約

契約の期間については、特段の定めはありません。ただし、90日以上前の書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。終了の通知に際し、投資顧問会社は委託会社により別段指示されない限り、終了日まで運用の指図を続けるものとします。

④ 運用報告書

委託会社は、法令に基づき当該信託財産の計算期間の末日毎および信託終了時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報



告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

⑤ 信託契約に関する監督官庁の命令

a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記②の規定にしたがいます。

⑥ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 前記 a. の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記② d. の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と委託会社との間において存続します。

⑦ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記②の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会

社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑨ 公告

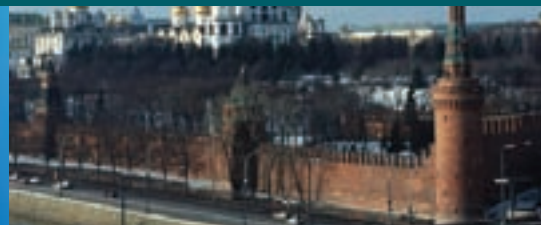
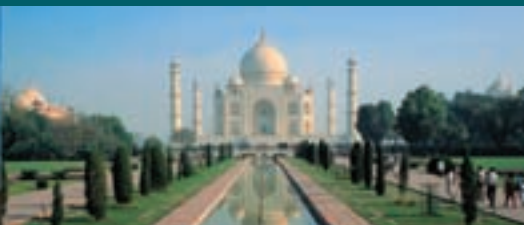
委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑩ 信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めめます。

⑪ 再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。



受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

② 償還金に対する請求権

受益者は、当ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合には翌営業日）から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から

10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

③ 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として、受益者の請求を受けた日から起算して7営業日目から受益者に支払われます。

④ 反対者の買取請求権

前記「資産管理等の概要⑤その他」の「①信託の終了」または「②信託約款の変更」のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前記「資産管理等の概要⑤その他」①信託の終了 b. または「資産管理等の概要⑤その他」②信託約款の変更 b. に規定する公告または書面に付記します。

⑤ 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。



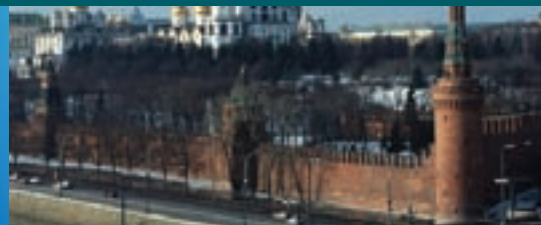
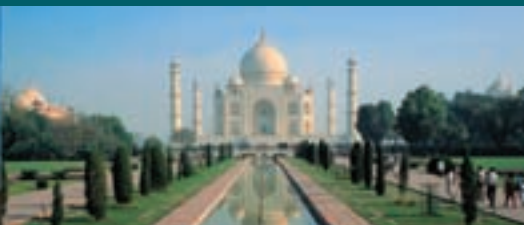
ファンドの経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第2期計算期間（平成19年8月21日から平成20年2月18日まで）については改正前の、第3期計算期間（平成20年2月19日から平成20年8月18日まで）については改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成19年8月21日から平成20年2月18日まで）、及び第3期計算期間（平成20年2月19日から平成20年8月18日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。



独立監査人の監査報告書

平成20年4月15日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士
業 務 執 行 社 員

鶴田光夫



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDWS世界新興国株式ファンドの平成19年8月21日から平成20年2月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DWS世界新興国株式ファンドの平成20年2月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



独立監査人の監査報告書

平成20年10月1日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

鶴田光夫



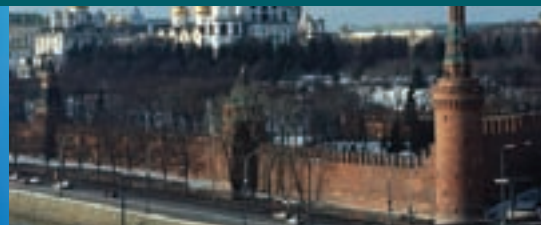
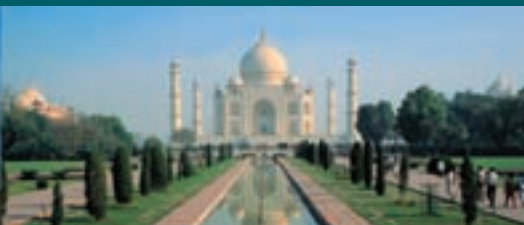
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDWS世界新興国株式ファンドの平成20年2月19日から平成20年8月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DWS世界新興国株式ファンドの平成20年8月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



DWS 世界新興国株式ファンド

(1) 【貸借対照表】

区分	第2期計算期間 (平成20年2月18日現在)	第3期計算期間 (平成20年8月18日現在)
	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	38,652,344,596	32,239,918,933
流動資産合計	38,652,344,596	32,239,918,933
資産合計	38,652,344,596	32,239,918,933
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,407,966,972	—
未払解約金	162,601,341	49,437,570
未払受託者報酬	18,766,024	14,911,522
未払委託者報酬	422,235,465	335,509,130
その他未払費用	630,000	10,306,438
流動負債合計	4,012,199,802	410,164,660
負債合計	4,012,199,802	410,164,660
純資産の部		
元本等		
元本	34,354,615,268	35,520,474,533
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	285,529,526	△3,690,720,260
(うち分配準備積立金)	(27,505,563)	(25,874,415)
剰余金合計	285,529,526	△3,690,720,260
元本等合計	34,640,144,794	31,829,754,273
純資産合計	34,640,144,794	31,829,754,273
負債・純資産合計	38,652,344,596	32,239,918,933



(2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	第2期計算期間 (自 平成19年8月21日 至 平成20年2月18日)	第3期計算期間 (自 平成20年2月19日 至 平成20年8月18日)
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
有価証券売買等損益	6,449,525,293	△3,644,936,044
営業収益合計	6,449,525,293	△3,644,936,044
営業費用		
受託者報酬	18,766,024	14,911,522
委託者報酬	422,235,465	335,509,130
その他費用	630,000	10,306,438
営業費用合計	441,631,489	360,727,090
営業利益金額	6,007,893,804	—
営業損失金額	—	4,005,663,134
経常利益金額	6,007,893,804	—
経常損失金額	—	4,005,663,134
当期純利益金額	6,007,893,804	—
当期純損失金額	—	4,005,663,134
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	2,985,027,899	—
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	—	32,859,721
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△109,169,463	285,529,526
剰余金増加額又は欠損金減少額	857,607,348	14,562,066
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	—	(14,562,066)
(当期追加信託に伴う欠損金減少額)	(857,607,348)	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	77,807,292	18,008,439
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	—	(18,008,439)
(当期一部解約に伴う欠損金増加額)	(77,807,292)	—
分配金	3,407,966,972	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	285,529,526	△3,690,720,260



(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第2期計算期間 (自 平成19年8月21日 至 平成20年2月18日)	第3期計算期間 (自 平成20年2月19日 至 平成20年8月18日)
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託 受益証券の基準価額で評価してお ります。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第2期計算期間 (平成20年2月18日現在)	第3期計算期間 (平成20年8月18日現在)
1. 計算期間末日における受益権の 総数	34,354,615,268口	35,520,474,533口
2. 元本の欠損	—	貸借対照表上の純資産額が元本総 額を下回っており、その差額は 3,690,720,260円です。
3. 計算期間末日における1口当 り純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0083円 (10,083円)	0.8961円 (8,961円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第2期計算期間 (自 平成19年8月21日 至 平成20年2月18日)	第3期計算期間 (自 平成20年2月19日 至 平成20年8月18日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権 限の全部又は一部を委託するた めに要する費用として委託者報酬 の中から支弁している額	純資産に対して年率0.3%以内の額	同左
2. 分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の 配当等収益(226,576,592円)、費用 控除後・繰越欠損金補填後の有価証 券売買等損益(2,146,396,068円)、 収益調整金(1,306,629,885円)、分 配準備積立金額(13,893,953円)よ り、分配対象収益は、3,693,496,498 円(1万口当たり1,075円)であり、 うち3,435,461,526円(1万口当たり 1,000円)を分配金額としています。 なお、当該分配金と損益及び剰余金 計算書上の分配金との差額は、外国 税控除額(27,494,554円)によるも のです。	計算期間末における収益調整金 (5,128,701円)、分配準備積立金 額(25,874,415円)より、分配対象 収益は、31,003,116円(1万口当 り8円)ではありますが、今期は分配 を行っておりません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第2期計算期間(平成20年2月18日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	38,652,344,596	4,033,952,314
合計	38,652,344,596	4,033,952,314



第3期計算期間(平成20年8月18日現在)

種類	貸借対照表計上額 (円)	計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	32,239,918,933	△3,578,570,191
合計	32,239,918,933	△3,578,570,191

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第2期計算期間 (平成20年2月18日現在)	第3期計算期間 (平成20年8月18日現在)
元本の推移		
期首元本額	41,096,881,455円	34,354,615,268円
期中追加設定元本額	4,914,586,098円	3,359,640,924円
期中一部解約元本額	11,656,852,285円	2,193,781,659円

(4)【附属明細表】

①有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

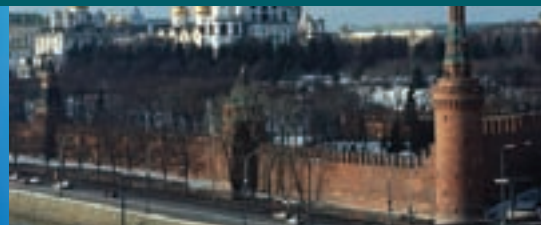
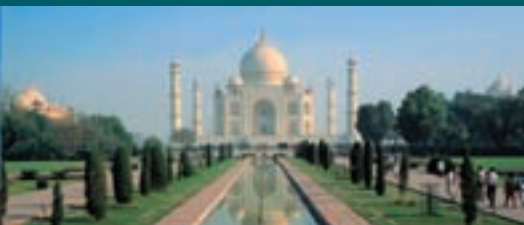
種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	DWS世界新興国株式マザーファンド	31,725,958,407	32,239,918,933	—
合計	—	31,725,958,407	32,239,918,933	—

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



(参考情報)

当ファンドは「DWS世界新興国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「DWS世界新興国株式マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

区分	(平成20年2月18日現在)	(平成20年8月18日現在)
	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金	2,162,035,156	2,534,925,449
コール・ローン	5,243,336,333	536,998,211
株式	30,184,323,572	31,488,622,379
カバードワラント	3,811,769,030	560,838,031
派生商品評価勘定	158,302	1,425,132
未収配当金	31,052,185	111,900,686
未収利息	60,334	6,179
流動資産合計	41,432,734,912	35,234,716,067
資産合計	41,432,734,912	35,234,716,067
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	—	4,105,052
流動負債合計	—	4,105,052
負債合計	—	4,105,052
純資産の部		
元本等		
元本	36,658,815,831	34,670,437,615
剰余金		
剰余金	4,773,919,081	560,173,400
剰余金合計	4,773,919,081	560,173,400
元本等合計	41,432,734,912	35,230,611,015
純資産合計	41,432,734,912	35,230,611,015
負債・純資産合計	41,432,734,912	35,234,716,067



(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成19年8月21日 至 平成20年2月18日)	(自 平成20年2月19日 至 平成20年8月18日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、カバードワラントにつきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	株式、カバードワラントにつきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。	同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成20年2月18日現在)	(平成20年8月18日現在)
1. 受益権の総数	36,658,815,831口	34,670,437,615口



2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1. 1302円 (11, 302円)	1. 0162円 (10, 162円)
------------------------------	------------------------	------------------------

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成20年2月18日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	30, 184, 323, 572	1, 312, 586, 918
カバードワラント	3, 811, 769, 030	267, 961, 646
合計	33, 996, 092, 602	1, 580, 548, 564

(注)「計算期間」とは当親投資信託の計算期間の期首日から本書における開示対象ファンドの期末日までの期間
(平成19年8月21日から平成20年2月18日まで)を指しております。

(平成20年8月18日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	31, 488, 622, 379	△2, 884, 491, 720
カバードワラント	560, 838, 031	△63, 693, 368
合計	32, 049, 460, 410	△2, 948, 185, 088

(注)「計算期間」とは当親投資信託の計算期間の期首日から本書における開示対象ファンドの期末日までの期間
(平成19年8月21日から平成20年8月18日まで)を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

項目	(自 平成19年8月21日 至 平成20年2月18日)	(自 平成20年2月19日 至 平成20年8月18日)
1. 取引の内容	当親投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が運用部門担当者の承認を得て行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左



II 取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	(平成20年2月18日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	54,843,984	—	54,685,682	158,302
	合計	54,843,984	—	54,685,682	158,302

区分	種類	(平成20年8月18日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	901,790,000	—	903,134,679	1,344,679
	売建				
	アメリカドル	32,862,463	—	33,147,062	△284,599
	メキシコペソ	32,490,000	—	32,430,000	60,000
	香港ドル	562,800,000	—	563,600,000	△800,000
	イスラエルシェケル	306,500,000	—	309,500,000	△3,000,000
	合計	1,836,442,463	—	1,841,811,741	△2,679,920

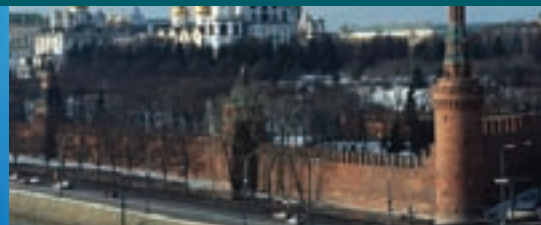
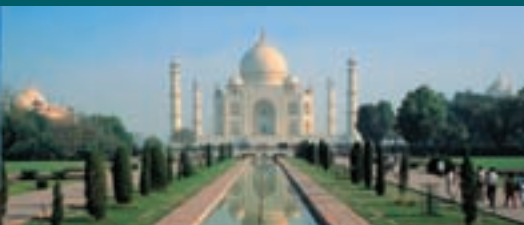
(注) 時価の算定方法

- 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①同計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②同計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客相場の仲値を用いております。
- 同計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)



項目	(平成20年2月18日現在)	(平成20年8月18日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	43,464,760,932円	36,658,815,831円
期中追加設定元本額	2,006,965,998円	1,489,279,548円
期中一部解約元本額	8,812,911,099円	3,477,657,764円
期末元本額	36,658,815,831円	34,670,437,615円
2. 元本の内訳		
DWS世界新興国株式ファンド	34,199,561,667円	31,725,958,407円
DWSグローバル新興国株投信	2,371,705,073円	2,746,083,620円
DWS世界新興国株式ファンドVA (適格機関投資家専用)	87,549,091円	198,395,588円

(3) 附属明細表

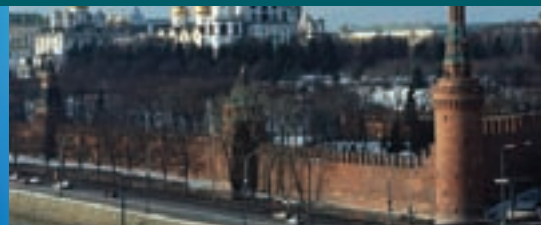
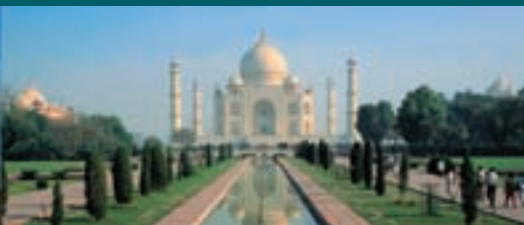
① 有価証券明細表

(ア) 株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	CHINA FINANCE ONLINE CO-ADR	200,000	15.72	3,144,000.00	
	CHINA SECURITY & SURVEILLANC	250,000	16.04	4,010,000.00	
	COPA HOLDINGS SA-CLASS A	100,000	40.46	4,046,000.00	
	CRESUD S.A. -SPONS ADR	200,000	12.04	2,408,000.00	
	GAZPROM RTS CLASSIC	1,550,000	10.90	16,895,000.00	
	GITANJALI GEMS-GDR REGS-W/I	930,000	6.75	6,277,500.00	
	GOL LINHAS AEREAS INTEL-ADR	250,000	9.43	2,357,500.00	
	IVANHOE MINES LTD	420,000	10.37	4,355,400.00	
	LUKOIL-SPON ADR	120,000	75.95	9,114,000.00	
	MECHEL OAO-ADR	90,000	26.23	2,360,700.00	
	NOVATEK OAO-SPONS GDR REG S	150,000	72.50	10,875,000.00	
	OAO ROSNEFT OIL CO-GDR	800,000	8.69	6,952,000.00	
	SBERBANK RF-\$ US	1,700,000	2.62	4,454,000.00	
	SILVER WHEATON CORP	400,000	10.14	4,056,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	904,537	10.57	9,560,956.09	
	TAM SA-SPONSORED ADR	130,000	20.92	2,719,600.00	
	TENARIS SA-ADR	55,000	51.16	2,813,800.00	
	TRANSNEFT-PREF	3,900	1,110.00	4,329,000.00	
	VIMPELCOM-SP ADR	200,000	24.43	4,886,000.00	
	YINGLI GREEN ENERGY HOLD-ADR	400,000	15.64	6,256,000.00	
計				111,870,456.09 (12,327,005,556)	
カナダドル	IAMGOLD CORP	600,000	5.56	3,336,000.00	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	150,000	25.91	3,886,500.00	
計				7,222,500.00 (752,223,375)	
メキシコペソ	GRUPO MEXICO SAB DE CV SER B	1,800,000	16.14	29,052,000.00	
				29,052,000.00 (314,342,640)	
ブラジルリアル	BANCO BRADESCO SA PREF	170,000	30.15	5,125,500.00	
	BANCO DO BRASIL SA	200,000	22.29	4,458,000.00	
	CIA PARANAENSE DE ENERGI PFB	200,000	29.60	5,920,000.00	
	CIA VALE DO RIO DOCE PREF A	330,000	35.70	11,781,000.00	
	COSAN SA INDUSTRIA COMERCIO	150,000	27.10	4,065,000.00	
	JBS SA	9,717	7.28	70,739.76	
	NATURA COSMETICOS SA	300,000	18.52	5,556,000.00	
	PETROBRAS-PETROLEO BRAS	650,000	40.05	26,032,500.00	



計	UNIBANCO-UNITS	180,000	19.40	3,492,000.00	
	USINAS SIDER MINAS GER-PF A	100,000	53.82	5,382,000.00	
チリペソ				71,882,739.76	
				(4,830,520,111)	
計	CIA SUDAMERICANA DE VAPORES	1,150,000	740.00	851,000,000.00	
				851,000,000.00	
香港ドル				(181,943,800)	
	AIR CHINA LIMITED-H	5,000,000	3.87	19,350,000.00	
	BYD CO LTD-H	2,500,000	9.32	23,300,000.00	
	CHINA MERCHANTS BANK - H	1,800,000	24.45	44,010,000.00	
	CHINA MOBILE LTD	600,000	93.45	56,070,000.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	1,500,000	7.82	11,730,000.00	
	GOME ELECTRICAL APPLIANCES	7,000,000	3.30	23,100,000.00	
	HUANENG POWER INTL INC-H	6,000,000	5.83	34,980,000.00	
	HUTCHISON TELECOMMUNICATIONS	4,500,000	9.80	44,100,000.00	
	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	5,000,000	4.70	23,500,000.00	
計				280,140,000.00	
				(3,949,974,000)	
シンガポールドル	CELESTIAL NUTRIFOODS LTD	8,000,000	0.71	5,720,000.00	
				5,720,000.00	
マレーシアドル				(446,217,200)	
	IOI CORPORATION BHD	2,000,000	4.78	9,560,000.00	
計	TENAGA NASIONAL BHD	906,000	8.50	7,701,000.00	
				17,261,000.00	
タイバーツ				(570,130,830)	
	THAI OIL PCL-FRGN	3,000,000	53.00	159,000,000.00	
計				159,000,000.00	
				(518,340,000)	
インドネシアルピア	BUMI RESOURCES TBK PT	6,000,000	5,050.00	30,300,000,000.00	
	PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	20,000,000	2,325.00	46,500,000,000.00	
	TAMBANG BATUBARA BUKIT ASAM	3,000,000	12,750.00	38,250,000,000.00	
	TRUBA ALAM MANUNGAL ENG	30,000,000	510.00	15,300,000,000.00	
計				130,350,000,000.00	
				(1,577,235,000)	
韓国ウォン	DOOSAN HEAVY INDUSTRIES	50,000	98,200.00	4,910,000,000.00	
	HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	10,000	275,500.00	2,755,000,000.00	
計	TAEWOONG CO LTD	40,000	99,500.00	3,980,000,000.00	
				11,645,000,000.00	
新台湾ドル				(1,232,041,000)	
	AU OPTRONICS CORP	2,426,353	38.05	92,322,731.65	
	DELTA ELECTRONICS INC	1,213,800	84.10	102,080,580.00	
	MEDIATEK INC	303,000	356.00	107,868,000.00	
計				302,271,311.65	
				(1,060,972,303)	
インドルピー	ABAN OFFSHORE LIMITED	60,000	2,399.80	143,988,000.00	
	BHARAT HEAVY ELECTRICALS	90,000	1,707.80	153,702,000.00	
	LARSEN & TOUBRO LIMITED	85,000	2,661.15	226,197,750.00	
	NTPC LIMITED	800,000	181.50	145,200,000.00	
	PURAVANKARA PROJECTS LTD	45,604	196.75	8,972,587.00	
	SATYAM COMPUTER SERVICES LTD	380,000	412.95	156,921,000.00	
計	VOLTAS LIMITED	1,350,000	131.85	177,997,500.00	
				1,012,978,837.00	
南アフリカランド				(2,643,874,764)	
	BARLOWORLD LTD	150,000	63.00	9,450,000.00	
	GOLD FIELDS LTD	300,000	69.50	20,850,000.00	
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	800,000	59.80	47,840,000.00	
計				78,140,000.00	
				(1,083,801,800)	
合計				31,488,622,379	
				(31,488,622,379)	



(イ)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
カバードワラント	アメリカドル	DEUTSCHE-CW09 SAMSUNG TECHWI	68,000.00	2,564,681.20	
		MOR STA-CW09 SUN PHARMACEUT	75,000.00	2,525,055.00	
	計			5,089,736.20	
					(560,838,031)
合計				560,838,031 (560,838,031)	

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
 2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入カバードワ ラント時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 20 銘柄	35.0%	—	40.3%
	カバードワラント 2 銘柄	—	1.6%	
カナダドル	株式 2 銘柄	2.1%	—	2.3%
メキシコペソ	株式 1 銘柄	0.9%	—	1.0%
ブラジルリアル	株式 10 銘柄	13.7%	—	15.1%
チリペソ	株式 1 銘柄	0.5%	—	0.6%
香港ドル	株式 9 銘柄	11.2%	—	12.3%
シンガポールドル	株式 1 銘柄	1.3%	—	1.4%
マレーシアドル	株式 2 銘柄	1.6%	—	1.8%
タイバーツ	株式 1 銘柄	1.5%	—	1.6%
インドネシアルピア	株式 4 銘柄	4.5%	—	4.9%
韓国ウォン	株式 3 銘柄	3.5%	—	3.8%
新台湾ドル	株式 3 銘柄	3.0%	—	3.3%
インドルピー	株式 7 銘柄	7.5%	—	8.2%
南アフリカランド	株式 3 銘柄	3.1%	—	3.4%

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2) 注記表(デリバティブ取引に関する注記) II 取引の時価等に関する事項で記載しております。



【純資産額計算書】

「DWS世界新興国株式ファンド」

(平成20年9月30日現在)

I 資産総額	22,823,832,708円
II 負債総額	99,016,416円
III 純資産総額(I - II)	22,724,816,292円
IV 発行済数量	34,812,219,698口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	0.6528円

(参考情報)

「DWS世界新興国株式マザーファンド」

(平成20年9月30日現在)

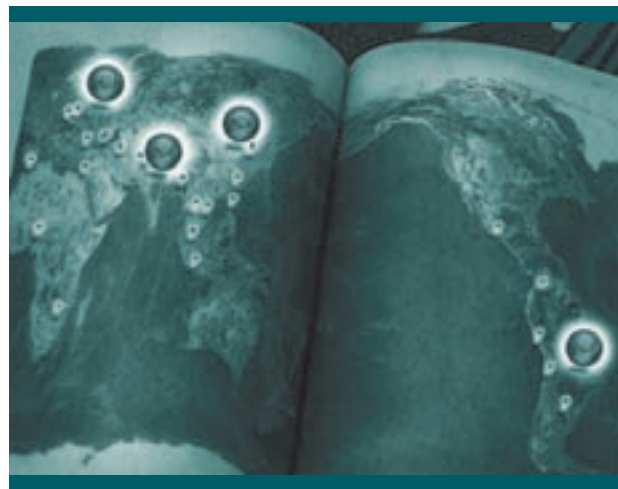
I 資産総額	25,198,043,854円
II 負債総額	313,238,359円
III 純資産総額(I - II)	24,884,805,495円
IV 発行済数量	33,496,625,519口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	0.7429円

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期 (平成19年1月31日～平成19年8月20日)	46,012,057,225	4,915,175,770
第2期 (平成19年8月21日～平成20年2月18日)	4,914,586,098	11,656,852,285
第3期 (平成20年2月19日～平成20年8月18日)	3,359,640,924	2,193,781,659

(注) 設定数量には、当初募集期間中の設定数量を含みます。







りそな BRICSプラス
～DWS 世界新興国株式ファンド～